

市民科学通信

2021年10月号 (通算17号)

2021年10月27日 発行

発行: NGO 市民科学京都研究所

〒616-8012 京都市右京区谷口

垣ノ内町5-8

嵐電・龍安寺駅北東へ徒歩3分

事務局 E-mail : sigemo.nao@gmail.com

— 目次 —

ハイエクにおける私人の復権 (Ⅲ)	竹内真澄 . . . 2
400年、日本最古の住宅	ひとりごと . . . 6
がん告知と「至上命令」——Tさんへ——	篠原三郎 . . . 7
先便後、立ち止まり考える——Tさんへ——	篠原三郎 . . . 8
「霊」にとり憑かれた商品たち —柄谷行人練習帳⑦—	香椎五郎 . . . 10
都市は笑う	竹内真澄 . . . 14
【文献紹介】『「私物化」される国公立大学』	照井日出喜 . . . 16
小説の未来	竹内真澄 . . . 22
ドイツ左翼党の敗北	照井日出喜 . . . 23
【コラム】 「物自体」と「至上命令」	重本冬水 . . . 28
【寸あまりの寸評】 核をめぐるアメリカと福井、そして	宮崎 昭 . . . 31
探究ノート (Ⅱ-2) 「一国社会主義」を超える ——ソ連や中国だけの問題ではない——	中村共一 . . . 35



ハイエクにおける〈私人〉の復権（Ⅲ）

竹内真澄

（前号より続く）

7. ハイエクにおける〈私人〉の復権

ハイエクは〈私人〉private mensch と個体 Individuum、個別者 Einzelne と個体 Individuum、個別者 Einzelne と人格 Person を同義に使っている。およそイギリスにおける自由主義の起源から、これらの概念はほぼ同義に使われてきた。そのことには理由がある。それは旧共同体から脱した自由な人間が個人であるという定義がある。しかもこの個人は〈私人〉として、つまり民間領域をたちあげる主体として出現したという事情がある。すなわちそれ以上分割不可能な個体というものに分析の単位が完全に下りたのは、歴史的には近代の出現によって判断主体が〈私人〉へ集中したからであり、これが〈私人〉を発見させた理由であった。

すると、個人は〈私人〉という形態をとった現れたのであるから、〈私人〉が個人と混同されるということは、ある程度まで、避けられなかったのである。とくに自由主義思想は両者を法則的に混同する傾向を持っていたと言えるだろう。このことは英語版『自由の条件』によく現れている。というのも、英語版ではすべての個別者 Einzelne は自動的に個人 individual に置き換えられるからである。英語圏で Einzelne を正確に訳すためには isolated individual という言葉を持ち込まねばならない。しかし、ハイエクの用語圏では Einzelne は市場の正常な個人であって、「疎隔された個人」などではないので、個別者と個体との同一性はまったく微動だにしないのである。

それだけではない。個人＝〈私人〉（個別者）が超歴史化されるということが自由主義思想では傾向的に起こる。ハイエクにとっては、あらゆる個人は〈私人〉であり個別者であるから、たとえば原始社会の個人をさえハイエクは個別者 Einzelne と規定する⁽⁶⁷⁾。しかも、個別者である個人の行動を抽象的に規則づけるルールは、一般的な規則と呼ばれる。もちろん、ハイエクがヘーゲル弁証法に依拠すべき理由はどこにもないのであるが、結果的には個別と一般の対概念が使われていることは興味深い。そうなる理由は、ハイエクが一般的抽象的な規則と〈私人〉の特殊的個別的な行動の目的が相互に支えあう市場的世界を見ているからである。「経済理論の成果の一つは、各個人 Einzelne の支配領域の限界があらかじめわかっておれば、個別者 Einzelnen の自発的行動の相互調整が市場によって、いかにもたらされるかを説明することであった」⁽⁶⁸⁾。あえて言うならば、個性と普遍性が支えあうような社会的世界はハイエクには無縁であるといわざるをえないのである。

ところでハイエクは、ホッブズとロックを分けて、前者は偽の個人主義であり、後者は真の個人主義であるとしているが、それは国家のモメントがホッブズの場合強いからハイエクがそれを嫌っているという理由以外には考えられない。この点を除けば、ふつう語られる通りホッブズとロックは同じ系譜の思想家である。そうである以上は、〈私人〉の発見の展開線上に二人は立つ

ており、ハイエク自身も彼らの＜私人＞概念に負っている。そうであるならば、論理必然的にこれらの思想家が犯したのと同じ個人（個体）と＜私人＞（個別者）の概念的混同を避けることはできないのである。

すなわち、ハイエクの場合、＜私人＞／国家の区別は、市場／計画に等しく、個人の自由／権力による強制と同義である。したがって、自由の概念は、私的所有によって最終的に基礎づけられる。自由とは私的所有の自由であるから、それはおのずと国家、計画、強制からの自由に同定される。また私的所有の自由は、いわゆる消極的自由の概念の枠内に位置づけられる。なぜ積極的自由の概念は退けられるのか。それは「～への自由」とは、多数の人々の目的がコンセンサスを得て設計されることを意味するものであって、私的所有の分散性を破壊するからである。ゆえに、その民主的な運営のために多数のコンセンサスを要する国家だけでなく、世界政府のような存在もハイエクはまったく認めないことになる。

さて、このように真の個人主義が私的所有を基礎にした非設計的な社会に負っている場合、「作為的に組織され、意識的に方向づけられた権力の具現体である国家は、我々が『社会』とよぶ、はるかに内容の豊かな有機体の小さな部分に留まるべきであるということ」、このことが強調されねばならない。ここから自由主義は社会／国家という二分法を論理的に引き出す。それは個人の自由な、したがって意識的に方向づけられてはいない協力が最大限の範囲で発揮されるような枠組みを提供することをのみを国家がなすべきであるということの意味する⁽⁶⁹⁾。この場合、社会とは市場を中心に据え、その他のありとあらゆる個人の行為の自由の展開される場としてイメージされるのに対して、国家は反対に集合意識的に方向づけられた社会に対する統制を意味することになるであろう。むろん、ハイエクにとって、社会／国家は、あるべき社会像と不可分であり、この二分法が歴史的に構造転換する（J・ハーバーマス『公共性の構造転換』1962）ことなどあってはならないことなのである。

ここで、ハイエクの社会／国家の図式をより一層はっきりさせるために、マンハイムが社会と国家の二分法をどう考えたのかを対比しておこう。マンハイムによれば、「自由放任主義の終焉と計画化の必然性は、現代の状況の不可避的帰結であり、現代的社会的技術の本質である」「選択はもはや『計画か自由放任か』ではなくて、『なんのための計画か』とか『どんな種類の計画か』ということである⁽⁷⁰⁾。

こういう視点から物事を見ているマンハイムにとって、「国家と社会という二者択一の考えは、より最近の起源をもつものである。これらの諸概念の本質および意味は自由主義時代に由来している。」ハイエクが社会と国家の二分法に固執するのにたいして、マンハイムはまったくこだわりを持っていない。それどころか彼は「『国家』と『社会』という廃語化した二重の概念は、今日実際にその基礎を失っており、廃棄してもよい」とさえ言っている。

その理由はこうである。「この二元論は普通、国家と官僚制を等しいものと考え、『自由でプライベート』なものをうまく要求する活力のある諸組織の混合体と社会をイコールなものとしている。さらに、自由が国家権力によってのみおびやかされるものであり、それ以外の社会的組織はあたかも、それと同様には危険でなく、かつ人間の生活権を侵害しない、すなわちその合法的な活動領域を超えて活動することはないかのように考える観念があるが、われわれの用語法によるとこのような観念をチェックできる。自由のための闘いができるだけ中央の権威を阻止することにあると主張することは無意味であり、したがって、この目標を、束縛されないより小さな社会的単位の行為から結果する可能な混沌に関係なく、自由と呼ぶことも無意味である」⁽⁷¹⁾

マンハイムは国家（官僚制）と自由社会の区別をなす境界線が次第に重複するという6つの要因をあげているけれども、そそれはまさしくハイエクが軽視したものばかりである。もっとも重要な要因は、国家と社会の「相互浸透性」⁽⁷²⁾という現象を、何か自由に反することであるかの

ように考えず、かえって自由の条件としてありのままに受け入れることである。

「国家及びその官僚制のなすことは何でも間違っており、自由に反するものであって、国家以外の他のものがなすことはすべて有効で自由と同義語的であるというような考えがある。われわれはひとたびこの妖怪から自己を解放すれば、真実の問題に真正面から取り組むことができる。一言でいうと、問題はこうである。すなわち、現代世界においては、すべてのものが政治的であり、国家はあらゆる場所に存在し、公的責任は社会の全組織にあみこまれているのである。自由はこの相互浸透性を否定することにあるのではなく、あらゆる領域で国家の合法的な使用を限定し、制限を設けて、浸透の型式を決定し、かつ最後であるが重要なことに、決定に対する公的責任と統制の共有性を安全に保障することにある。このことから、民主的計画社会における変革の戦術を制度的に統制することが重要となり、かつ民主主義の原理にもとづく権力論が必要となるのである」⁽⁷³⁾

冒頭で私は、自由主義の二形態という議論を提起しておいた。それはハイエクのような純粋な自由主義を復権させる自由社会の持続形態とある種の計画社会を新規に肯定する形態との二つであった。

ハイエクは、一方で国家と社会の間のクリアーな二元論に執着する形態を代表し、マンハイムは、他方でこの二元論を廃棄する形態を代表している。

マンハイムの考える自由とは、ハイエクの考える<私人>の自由に対して、いわば国家と社会の相互浸透から生まれる自由である。たとえば彼はこう述べている。「英国の型は、われわれが『自由のための計画』と呼ぶものに最も近い。ここでは国営組織が自由圏と管理圏との間のバランスを目指している。危険なのは、これが実現されないことである。もしこれが実現されなければ、微妙な均衡は妨害され、統治集団による官僚制的統制が強制されるようになるかもしれないからである」⁽⁷⁴⁾つまり、簡単に言えばマンハイムの立場は混合経済ないし福祉国家を支持する社会的自由主義の立場であって、自由は国家と社会の交錯のなかで決定過程に参加する自由である。それは彼がソ連を評してこう論じたことと対応する。「ソビエト連邦では、中央の機能は社会に対して絶対的権力を行使しており、慈善心に富んだ政府のもとでさえ、西欧的解釈における民主主義と自由は欠如している。これのもつ危険は、決定過程から排除された大衆の無能さと無関心の中に横たわっているように見える」⁽⁷⁵⁾

もう一度ハイエクにおける個体と個別者の混同の問題に戻ろう。ハイエクは自由主義の伝統に準拠して<私人>論を復権させた。この場合の<私人>論は、20世紀特有の社会主義、ファシズム、福祉国家のいずれとも対決するための理論装置の一部であった。

先に見たように、ハイエクのファシズム論は、ファシズムが国家主義であるという面についてはそれなりに正当な指摘を含んでいるが、間接的な国家統制のもとにおいてファシズムが企業的所有を温存し、労組や自発的結社を容赦なく弾圧した点にたいして十分目配りをするものではない。もっと踏み込んでいえば、ファシズムとは自由企業体制が危機に陥った時に取り国家主義的な統治形態である。このことをハイエクの理論は見落とししてしまう。したがって、ファシズムの悪は、彼の反国家主義の鎧の奥に温存されて、隠ぺいされる。『隷属への道』に示されたとおり、ハイエクはファシズムの基礎に社会主義が存在することを指摘するに急であり、ファシズムそのものの存立構造について十分論じてはいない。だから、彼にとって正面の敵はやはり社会主義なのである。

しかし、ハイエクの反社会主義には社会主義を鍛える局面があることも事実である。それは、社会主義国家が、自治の単位としての居住区や職場の意思決定の自由をはく奪し、国民の意思決定を擬制化してはく奪した点にある。これは、たしかに悪しき国家主義であった。しかし、国家主義と対立しているのは、ハイエクの言うように自由企業体制なのであろうか。そうではなく、

社会の各集団次元における自治であったというべきではなからうか。

しかしハイエクは、各集団次元の社会の自治を重要だとは考えない。彼にとって大事なのは市場メカニズムにもとづく自由なのである。だから、彼は自由企業体制における被雇用者の自治（産業民主主義）をまったく認めない。それは被雇用者が一般に意思決定に関心を持たないからだというのである。これは一種の開き直りのようにも響く。歴史的に見て、産業民主主義の本場はイギリスであり、様々な闘争があったことは承知の事実である。産業民主主義の観点からするならば、一国社会主義が被雇用者の意思決定を疎外するのと同様に、自由企業体制もまたそれをはく奪する傾向を持つ。

むしろ、問題は、この各集団次元の社会の自治を自由企業体制と旧社会主義体制の支配から取り戻すことではないのか。ハイエクと社会主義がともに見落としたのは、自由企業体制も社会主義も労働者の労働処分権を企業または国家に独占させたことにあるのではなからうか。一方で、＜私人＞（資本家）の意思決定に固執するかぎり、たとえ一定の福祉国家的な政策を認めたとしても、問題は論理的には 19 世紀的な振り出しに戻ってしまうだけのことである。資本の自由な運動は必ず独占を生み出し、今度は世界市場におけるおよそ一ダースの資本家の世界支配を産み落とすであろう。この一ダースの資本家による世界の独占的支配は、およそ 200 か国以上存在する国民国家による世界支配に比べて、より自由であろうか。

高度に独占化された自由主義的所有は、主権国家による既成の社会主義的国家所有と同様に、働くふつうの人びとの意思決定の自由を回復させるものではない。

ふたたびマンハイムに登場してもらう必要があるのはここにおいてである。彼は、少なくとも、世界、国家、集団の各次元で権力を制限することに活路を見出した。これはまことに地味な戦略ではあるが、1947 年の時点ではもっとも成熟した思考を代表するものであった。

そして、マンハイムはまだ国民社会論から出発せざるをえないことを考慮しながら国際的なあるいは世界社会的な立論を試みていたのである。それを結論で扱おう。

（注）

（67） *Ibid.*, S.194, ⑥29 頁。

（68） *Ibid.*, S.205, ⑥40 頁。

（69） Hayek, F.A., 1949 *Individualism and Economic Order*, Routledge & Kegan Paul LTD, p.22, 西山千明、矢島釣次訳 1990『新装版ハイエク全集 3 個人主義と経済秩序』春秋社、26-27 頁。

（70） Mannheim, K., *Freedom, Power and Democratic Planning*, p. 8, 訳 35-36 頁。

（71） *Ibid.*, pp.42-43, 訳 85 頁。

（72） *Ibid.*, pp.44-45, 訳 88 頁。

（73） *Ibid.*, pp.44-45, 訳 88 頁。

（74） *Ibid.*, p.70, 訳 121 頁。

（75） *Ibid.*, p.69, 訳 120 頁。

（以下、次号）

（たけうち ますみ）

400年、日本最古の農家住宅

ひとりごと（ペンネーム）

夏の初め風にのせて香りをはなつ 白く大きな花を咲かせた裏山の朴の木も冬に向かって大きな枯れ葉をガサガサと音をたてながら落としはじめました。

以前から気になっていた我家から車で40分ほどの所にある観光客がおしよせる様子もない静かな山あいの場所にある重要文化財 石田家農家住宅（民家としては日本最古）を訪ねました。

400年もの間、その場所に崩れる事も壊される事もなく残ってきた。庄家として何代もの人々が住み続けてきた家、山間部、決して恵まれた地域とは思えない。冬には深い雪に閉ざされてしまったであろう 小さな集落、何を主食にし、年貢の取り立ての時代もあったでしょうに。どのように暮らしてきたのでしょうか。

決して豊かなものではなかったと想像します。

その中で、家に大きく手を加えた後もなく 400年残されてきたこの家。寄り添い支え合わなければ生きてはこれなかったであろう集落。

今は地域の方達の手で守られ、去年葺き替えたという茅ぶきの屋根がこれからも続いてゆく事を感じ穏やかな時間を過ごした一時でした。

折々のことば（2020.10.5）を思い出しました。

これほど 豊かになって

これほど しあわせにならなかった国は

めずらしい

これ以上 失う物、壊れる物が増えませんかように。

追記；宮崎昭さんの「おひとりさま」という“迂回路”、冬水さんのコラム「『至上命令』という用語」に続く香椎五郎さんの冬水さんと「至上命令」を考える。興味深く読ませて頂きました。

住宅の移り変わり その原点として

美山地域の民家は、18世紀から19世紀にかけて北山型の特徴を失うようになりました。それには地域の主産業が林業から農業へと移り変わり、農作業の場として必要な土間が次第に広がっていったことが関係していると考えられています。また、棟と平行の側面に入口を設ける「平入り」の民家も建てられるようになりました。南丹市美山町北にある重要伝統的建造物群保存地区「かやぶきの里」の民家も、多くは平入りとなっています。

時代背景によって姿を変える民家の歴史を考えた時、特に古い特徴を残す石田家住宅は、日本の農村民家のひとつの原型を現在に伝える重要な建物であると言えます。

☑ 周辺の見どころ



大野ダム(車で10分)



大原神社(徒歩10分)



かやぶき美術館(車で20分)



かやぶきの里(車で30分)

見学のご案内

公開期間 = 3月～11月
日 時 = 期間内の土曜・日曜・祝日
午前10時～午後4時
見 学 料 = 無 料
駐 車 場 = 3 台

交通のご案内

京都縦貫自動車道をご利用の場合は「国部IC」から府道19号経由、もしくは「灰丹渡わらIC」より国道27号・府道12号を経由してお越しください。一般道をご利用の場合は国道162号、または上記インターチェンジを目安にお越しください。



【お問い合わせ】

美山町大野振興会

南丹市美山町大野廣畑1番地2 大野ふれあい館内
電話 0771-75-9110

【発行】

南丹市教育委員会 社会教育課
南丹市園部町小椋町47番地
電話 0771-68-0057 / FAX 0771-63-2850

重要文化財

石田家住宅



ガン告知と「至上命令」

—— Tさんへ ——

篠原三郎

一

Tさん ご心配ありがとうございます。

「ガン センター」の検査結果は、肺と肝臓の二箇所への転移ということでした。いずれこうなるとは考えていましたが、事実は事実として受けとめるだけです。二人の医師、言い難そうに告知してくれましたが、わたしの方がかえって恐縮してしまいました。

ともあれ、帰宅したら「市民科学通信」16号予定稿として香椎五郎さんの原稿が届いていました。Tさんもすでに読んでいることと思いますが、重本冬水さんの「至上命令」をめぐる問題提起に込めているように、柄谷行人さんの思索にそくし、しかも香椎さんらしく丁寧にまとめた論稿でした。

触発されて、簡単ながら、わたしも一筆感想を述べたくくなりました。

二

柄谷行人さんから学ぶべきもっとも大きな問題があります。香椎さんも詳しく紹介していたように、たとえば、マルクスの『資本論』を読むにあたって、その背景、状況となっていた時代、歴史を厳しく深く理解し、それを前提にマルクスを読み込み、さらにはその可能性まで追及していきます。なにより学ぶべき点です。しかし言うは易し。並みの研究者ではできかねますね。

カントに対する研究態度も然りですね。理性謳歌の、いわゆる啓蒙主義思想の真只中の時代、理性の限界を長年月かけ書きあげられたカントの労作「三批判」を独創的に読みこなし、ひたむきに、カント哲学の心髄に向かう柄谷さんの気迫には、わたしなど、たじたじでした。

以上に読みとれたことは、Tさん 柄谷さんにしろ、カント、マルクスにしろ、こういう人たちの研究のあり方は、たんなる方法ではなく実践的倫理的な態度と密着している点です。制度化された大学の、制度化された学者の生き方とは違うんですね。いずれにしろ、その点を見落とし、軽視してはいけない、と自分への戒めにしなくてはと、つねづね、心掛けているところです。

上述のようなことを念頭に、たとえば、「構成的理念」と「統整的理念」という二つの概念をどう結びつけていくかが大切になってきます。くどいようですが、問題は、両者の区別を頭の中で位置づけ済ませておくのみでなく、両者の関係を見直していく過程が重要なんです。そのことが同時に、わたしたちにとっての妙味でもあるのではないのでしょうか。「資本主義経済とその揚棄」を問題とする柄谷さんにとっては、それが、まさに「ニュー・アソシエーション主義宣言」に収斂していったのではないのでしょうか。

「構成的理念」と「統整的理念」の弁証法が重要なんです。たいへんな問題ですが、そのプロセスを欠いては、香椎さんの「モヤモヤ」の気分はいつになってもなくならないのではないのでしょうか（ちなみに、弁証法問題、「現象」と「物自体」をめぐる追及しなくてはならぬテー

マかと考えています)。

ところでTさん 「揚棄」の問題もガン「告知」のそれと共通しているところがあるようにみえてなりません。人生の最後に、いい機会が与えられた思い、考えている毎日です。なにか、ご意見でもいただければ幸いです。

再発はやはり確かか秋刀魚焼く

2021年10月1日、記
(しのはら さぶろう)

先便後、立ち止まり考える

——Tさんへ——

篠原三郎

—

先便後、以下のようなことが、あらためて思いだされ雑記しましたので、ご笑読ください。

人間の理性が認識している範囲は、あるいは出来ることと言えば、Tさん カントをもちだすまでもなく、現実の一部にすぎません。近代の産物でもある社会科学に限ってみても、その世界は分化、専門化され、経済学、政治学、社会学、・・・等々あり、その結果、それぞれの専門間では互いに他の領域を一度括弧に入れ、研究されています。制度化されたようなそんな現実も意識し、その限界を弁えていなければ、誤りを犯すことにもなり兼ねません。総体としての社会の現実への認識により近づこうとすれば、今度は括弧を外し、領域との関係、関連を十分に考察していくことが肝腎です。

しかし、その前に、Tさん そもそも分業化、専門化がなぜ、いかに展開してきたか、ということ自体の社会的歴史的解明、その意味をも知っておくことも欠かせません。

とくに市場経済が圧倒的な力をもって世界に展開され、国家もネーションもその状況に靡きがちな社会の現実下の今、社会科学はもちろんのこと、学術研究の全てにわたることでしょうが、だれもが上述のことを肝に銘じておくべきことではないでしょうか。環境破壊、経済格差(差別)、戦争など、どこでも、だれもが一刻も無視できない問題にわたしたちは取り囲まれています。それこそ、外(他者)への関心を忘れないことです。

柄谷さんの交換様式論でいうアソシエーションイズムともいわれる「交換様式 D」の世界を倫理的実践的に構想していかなければならない時代に私たちが生きているのではないのでしょうか。カントの語る例の「統整的理念」を現実化していくべきではないのでしょうか。

繰り返しますが、わたしたちは、そういう社会のなかに生きるしかない歴史的な存在なんです。

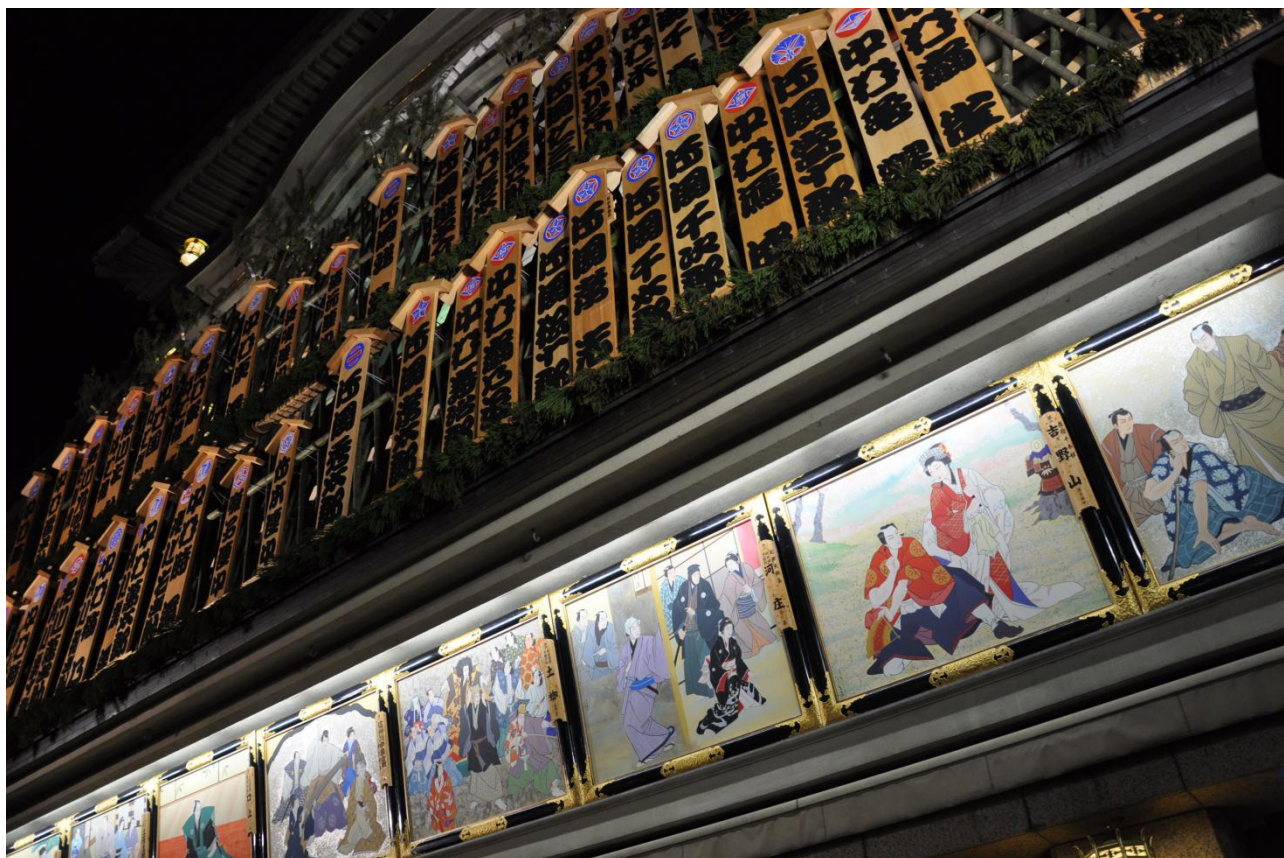
二

Tさん 幸いわたしは大きな病気に出会うことがなかったのですが、三年前に日本人では200万人に一人という希少な眼のガンにかかって以来、ガンセンターとは病的にも精神的にも深い関係が続けてきました。そのため、病院をそれこそ社会的歴史的な存在としても考えざるをえなくなりました。ことにガン専門の病院ですので、ここにくる患者たちは、生と死とが背中合わせになる人が多くいます。そんなこともあってガンをめぐる著書や死生観なども関心をもち読むでは、また考えてもきました（そして教わることも多々学んできました）。しかし、ガンが病気のなかでも大きな社会的問題ともなっている割には、家族や個人の責任にされすぎているように思われます。他人事ではありません。つまり、人間関係が劣化してきていると思います。もし社会力という言葉があれば、その力が弱まっているとしか言いようがありません。人間個人の生死の問題も社会科学の外延にたつテーマではないか、と実感もでき、いい勉強にもなった三年でしたね。

ご感想でも聞かせて下さい。

結果をば言い難そうに告知する医師の声きく長い一日

2021年10月20日、記
(しのはら さぶろう)



「霊」にとり憑かれた商品たち

—柄谷行人練習帳⑦—

香椎五郎

(ペンネーム)

前回の「練習帳⑥」では、交換様式Dを考える際に、ひととき難しく感じられる「至上命令」という、核心となる論点を取り上げたわけですが、重本冬水さんの「コラム」での展開を参照させていただきました。私自身、まだ喉元に違和感を持っているものですから、Dが果たす役割について、別の視点から、もう一度迫って行きたいと思っています。

§

交換様式Dだけではないのですが、というよりも『資本論』の読み方にも関わってくるのが、“観念の力”ということだと思います。前号の末尾で、私はこう述べました。

この「対抗しうる論理」、「根本的に違った視点」という世界から、「至上命令」がやってきたのではないだろうか。人びとの強い願望や意志にもとづいて、綿密に練り上げられ計画された「地上の声」（構成的理念）ではなくて、思いがけず、しかも強迫的に到来する「自由の義務」（統整的理念）という声が、比喩的にいえば、スミスの「神の見えざる手」のように、社会のなかに「至上命令」として降下してくるのだと思います。
(香椎[2021]23頁)

社会主義やマルクス主義の「評判」が落ちて久しいなか、いわば破損した遺物を復元するかのような努力を惜しまずに、あるいは復元するだけでなく、新たな解釈を加えて再造形するかのごとくマルクスに向かっているのが柄谷さんです。その積極性をこそ、社会を科学しようとする私たちが学ぶべき姿勢、プロブレマティックだと思います。そこでポイントになるのは、資本主義経済を「上部構造」だと言い切ってしまうところです。ひっくり返しています。そして、びっくりしてしまいました。

…『資本論』が照明した資本主義経済は、物質的というよりも、信用にもとづく観念的上部構造に見えました… (柄谷[2019]272頁)。

『資本論』の展開は、大雑把に言えば、商品に始まって貨幣へ、そして貨幣から資本へと論ずる構成になっています。その展開が「信用にもとづく観念的上部構造」であり、交換様式Cによって支配された社会の骨格を形成しているというわけです。これまで「物質的」とされてきた経済社会に、まるで動脈のごとき“観念の力”が貫いていると述べているのですが、それはどういう意味なのでしょう。今回の論点であり、練習問題です。

§

いま現在、普段の生活で買い物をする感覚でいえば、その売り買いに働く力は、効用もしくは使用価値にもとづく必要という力であり、それを手に入れることができるおカネ（貨幣）という力が働いていると思われています。いずれも、物質的な、経済的な力によるものであり、そのうえで、消費する喜びであったり、所有する喜びが結果し、付随するものだと考えるのが通例だと思います。商品交換とは、そういう手順、論理に従って進行するものだと考えてきました。

しかし、そうではない、じつは「霊」の力が働いているといえば、ほとんど冗談の世界の話だと思ってしまいます。それは、商品交換の始原の話であるとしても、現代のスマートなショッピング・シーンからは思いもよらない話となります。もちろん、これは後でも述べるように、現代商品社会の基底を貫いている本質的なモメント、要素でもあるのです。

…それは生産よりも、交換の困難から生じたものである。たとえばマルクスは『交換は共同体と共同体の間で始まる』と書いています。その場合、見知らぬ不気味な他者との交換を保証するような『力』は、どこから来るか。彼はそれを、物に付着する霊、つまり物神（フェティッシュ）に見いだしたのです。その意味で、『資本論』はフェティッシュ（商品物神）がマモン（資本物神）に発展する過程を描いた作品であると…（同上 272 頁）。

さて、この「見知らぬ不気味な他者」との交換は、「物に付着する霊」の「力」によるというのですが、これがまた難問です。ほとんど、「科学的」な話とは思われませんでした。繰り返しになりますが、交換が行われるのは、使用価値によるということ、そして価値によるということ、この2要因によるものであるはずですから、それ以外の「霊」によるというのは、論外だと考えたからです。

一体「霊」とは何であり、どのような機能、役割を果たすというのでしょうか。念のため、元になっているマルクスに聞いてみることにします。さしあたり、『資本論』スタート早々の「第1章第4節」の重要なポジションでの、あの有名な言説です。

…机が商品として現れるやいなや、それは一つの感覚的であると同時に超感覚的であるものになってしまうのである。机は、じぶんの足で床の上に立っているだけではなく、他のすべての商品にたいして頭で立っており、そしてその木頭からは、机が自分かつてに踊りだすときよりもはるかに奇怪な妄想を繰り広げるのである。

だから、商品の神秘的な性格は商品の使用価値からは出てこないのである。それはまた価値規定の内容からも出てこない。…（マルクス[1968]96頁）

これは、どう考えても、価値形態論ですね。「じぶんの足で」立っているだけでなく、「他の

すべての商品にたいして頭で立っている」という光景は、机が相対的価値形態にあるだけでなく、一般的価値形態にもなりうる可能性を持っているからです。

じぶんの足で立っているというのは、それが机としての役立ちを果たすということです。しかし、頭で立つとすれば、それはもはや机としての役割は放棄しており、だがしかしながら他の有用物と交換する可能性を持っているということを意味するはずです。いまは机なのに、一瞬にして小麦に変わり、あるいはまた上着に変わったりするのですから、「自分かつてに踊りだす」「奇怪な妄想」に他なりません。労働生産物ではなく、商品としての性格であり、将来の貨幣や資本への転化の可能性を予期させるものです。マルクス自身の解説は次のとおりです。

…その謎のような性格はどこから生ずるのか？明らかにこの形態そのものからである（同上 97 頁）。

だから、商品形態の秘密はただ単に次のことのうちにあるわけである。すなわち、商品形態は人間にたいして人間自身の労働の社会的性格を労働生産物そのものの対象的性格として反映させ、これらの物の社会的な自然属性として反映させ、したがってまた、総労働にたいする生産者たちの社会的関係をも諸対象の彼らの外に存在する社会的関係として反映させるということである。このような置き換え[Quid - proquo]によって、労働生産物は商品になり、感覚的であると同時に超感覚的である物、または社会的な物になるのである（97-98 頁）。

さて、後で触れますが、「その謎のような性格」は価値形態から生まれるというのですが、柄谷さんはここに、贈与交換、「霊」の存在を読み取ります。

§

振り返ってみれば、このマルクスの解説は、私自身がかつて『資本論』で躓いた最大の難所でした。しかし、私だけでなかったようです。ルカーチや廣松渉などの「物象化」論が生まれたのは、その好例です。そう、柄谷さんは論評しています。

…マルクス主義者は、このようなフェティシズム論について必ず言及するにもかかわらず、それを真面目に検討しなかった。そして、ルカーチ以後、フェティシズムは、物象化の問題としていかえられるようになりました。ルカーチによれば、「人間が作った物が固有の法則性をもって人間を支配する」という事態が物象化です（『歴史と階級意識』1923年）。日本では、廣松渉がそれを拡張して、物象化とは、本来関係としてしか存在しないものを対象物として見てしまうことだ、と考えた。…しかし、ここで重要なのは、関係一般あるいは社会関係一般ではなく、共同体と共同体の間の交換において生じる問題です。これによって生じる社会的関係は、物象化論者たちがいうようにフェティシズムによって隠蔽されるのではない。その逆に、フェティシズムなしには、このような社会的関係が成り立たないのです（柄谷 [2019]278 頁）。

人と人との関係が物と物との関係となって現れる、つまり、人と人との社会的な関係がそれとして現れずに、それが隠蔽されてしまって非社会的なモノ関係として現れる、というのが私が理解してきた「物神性」論でした。今になって考えると、それは「物神性」論ではなく「物象化」

論でした。柄谷さんが強調するのは、交換の起源に焦点をあてて、見知らぬもの同士がなぜ交換を成し遂げるのか、その理由を見極めることでした。要するに、社会的関係の「隠蔽」ではなく、社会的関係の「実現」に目を向けているわけです。フェティッシュ（霊）がなければ、そもそも交換が成就できないということです。

こういう理解があるからこそ、交換様式 C の根底、源泉には交換様式 A があるという主張につながってきます。これは、マルセル・モースの贈与交換論を援用してのことでした。

…マルクスがフェティシズムをもってきたとき、商品交換、つまり、交換様式 C の根底に、交換様式 A があることを示唆していました。それは、モースがいう贈与の互酬です。…贈与交換において、それを強いるのは霊です（同上 280 頁）。

ここに示されている、C の根底に A があり、その A において贈与交換の決定力としての「霊」があることを、私は、マルクスの「第 1 章第 4 節 商品の呪物的性格とその秘密」において読み取ることは至難でした。言い訳ですが、これを「物象化」論として整理し理解することも、それなりに根拠があったのではないかと、いう想いは残ります。いまなお、価値形態論と贈与交換（霊にとり憑かれた商品たち）とが、なかなか結びつかないのです。

もちろん、価値形態の議論では、交換当事者である人間の存在は括弧に入れられていました。柄谷さんが繰り返し指摘する「見知らぬ不気味な他者」については、棚上げされ、捨象されているわけです。しかし、実際の交換においては強制力としての「霊」（フェティッシュ）の力が働くというのですから、いわば「物質的」な経済のなかに「まるで動脈のごとき“観念の力”が貫いている」ということを意味します。いわば、交換の“駆動力”のような存在です。そう考えるならば、価値形態は、文字通り形態論としての結果として論じられたものであって、事後の理論ということになりはしないだろうか、そう考えてみました。「交換様式 C の根底に、交換様式 A があることを示唆して」いるのは、事後に対する事前の関係と単純に理解してみたわけです。

もちろん、これでは答えになっていません。今回は、「霊」という言葉を「価値」に置き換えて考えることにします。もう一度、なぜ交換が行われるのか、その意味について問うことになります。

（次号につづく）

（かしい ごろう）

引用したのは、以下の文献です。なお、ご質問、ご意見、ご批判を待っています。

香椎五郎[2021]「冬水さんと『至上命令』を考える」「市民科学通信」第 16 号 23 頁

柄谷行人[2019] 「講演：「交換様式と『マルクスその可能性の中心』」（「文學界」12 月号所収）

マルクス[1968]『資本論』第 1 巻、大月書店

都市は笑う

竹内真澄

亡くなった笑福亭仁鶴のネタに「不動坊」というのがある。長屋の独身男利吉が、不慮の死をとげた芸人不動坊火焰（ふどうぼうかえん）の女房おたきさんを嫁にもらうという縁談話である。銭湯に行って身支度をするシーンで、花婿になる気分がいやがうえにも盛り上がる。「めでたいなあ、めでたいなあ」と独り言を言い続けて、番台に「めでたいなあ」と語りかけ、不審がられる。湯につかるなり隣人に「もし、ええ湯でんな、めでとうおまん」と口走ってしまう。「妙なことをたんねますけどね、あんた嫁はんいまっか」とふっかけ、「なにをきくねん、この人は」などとやりかえされる。

このあともドタバタの騒動がつづくのだが、それはここで置く。長屋、銭湯、独身男、縁談話。これらはいかにも都市的状况を想起させる要素である。都市とは、旧共同体の解体過程で見知らぬ人々が集合しはじめた空間である。この空間では日常的に主観と客観がはげしくズレるという事態が起こる。見知らぬ他人が裸で同じ湯に浸かるということが、個々の主観の併存である。笑いは主観と客観のズレである。一日働いて様々な感慨を持つ者、その日に突然の不幸に陥った者、あるいはぎゃくに思いがけない幸福にめぐり合った者が相異なる主観をいだいて同一空間に並列している。銭湯は都市を集約する空間である。あれこれの主観は、当人にとっては切実かもしれないが、別の主観から客観的に眺められるとまことにおかしな存在になってしまう。

つまり都市的状况が人々を、いわばコギト的な自我へとたえず鍛える。そして、誰もが他人にわかってもらえない隠れた部分を持ち、自我が秘匿化されたまま生きる。こうした経験を積み重ねるなかで、人はそれぞれ自己の主観を客観的にながめることを憶えるのである。一人称が「めでたいなあ」と自己内対話をする。それがつつい外言化されて、他の主観とコミュニケーション状態に入る。このときに、めでたい主観と醒めた主観がぶつかり、一つの客観が成り立つようになる。「ああ、この人はこういう理由で有頂天なのか、ならこう応じよう」というふうに話が展開するのである。一人称と別の一人称がコミュニケーション過程をつうじてある種の三人称を生成させる共同事業をおこすわけである。

相対的に考えて農村ではこういうことが起こりにくい。長屋、銭湯、独身男、縁談話が都市のような形では存在しない。だから、江戸落語や上方落語というように、都市的状况の中で落語は出現する。落語の聞き手は、都市的状况の中で利吉や銭湯の隣人やおたきさんである自分を知っている。だからこそ笑うのだ。

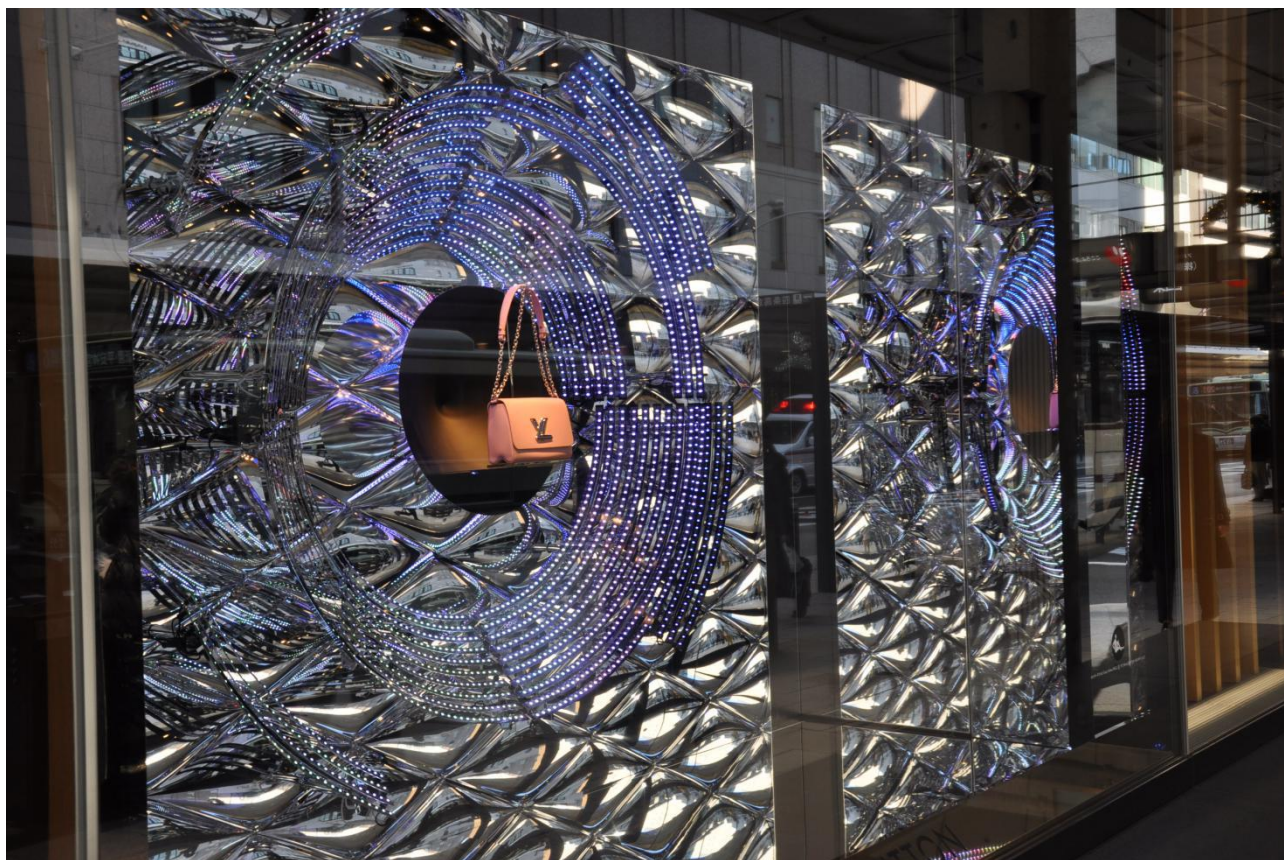
漱石が『吾輩は猫である』を書いたとき、おおいに江戸落語から影響を受け、その手法を使ったと言われている。『猫』には苦沙弥先生などのインテリグループ、金田一家のような資本主義

一派、車屋など庶民グループの三つの階級が登場する。これらは都市の三つの主観である。インテリグループは資本主義一派を軽蔑しており、資本主義一派もインテリグループを見下している。両者は庶民階級の上に君臨している。そのような三すくみの状況が人間の世界を形成していることを超越論的に見ているのが猫である。

三つの種類の人間の主観で世俗的なドラマが進む。すると途中ですっかり次元の違う猫の超越論的主観がここに介在してくる。人間と猫の二層の主観の相互作用に加えて人間の主観の三層が分化と対立を繰り返し、ひとつの複雑なコスモスを形成する。ここになんとも言えない漱石のユーモラスな世界像が構成されるわけである。人間と猫の関係は、ちょうど、銭湯に入った利吉と隣人の関係を極端にデフォルメしたものである。

そういえば、漱石の小説は都市小説であるという特徴づけも根強い説である。江戸落語という伝統芸能と近代小説との出会いという見方を私は取らない。そうではなく、江戸の都市的状況を徹底して近代的な要素として磨き上げたところに漱石の手腕があったというのが私の見方である。

(たけうち ますみ)



【文献紹介】

駒込武編『「私物化」される 国公立大学』

照井 日出喜

本ブックレットは、「学長のガバナンス」なるものを、まさしく金科玉条のごとくに振りかざして「改革」なるものがなされてきた「大学法人」の現状についての報告であり、ほとんど「大学黒書」とでも呼ぶべき記録である。

わたし自身、所属していた北海道の「寒村」である北見の大学法人から離れてすでに幾星霜が過ぎ、したがって、現在の状況については疎いが、口を開けば「学長のガバナンス」が喧伝された時期の、学内運営における最大の変化は、教授会の実質的な消滅であった。もっとも、そのプロセス自体は急激なものではなく、その時期の学長の方針もしくは考え方に、相当程度まで左右されていたことも事実である。教育研究評議会から時を移さず教授会をそれまで通り開催し、学内外の大きな変化については、評議会の内容を細かく説明し、構成員の理解を得ようとする学長も存在しており、他方また、まさしくなし崩し的に教授会の開催を「忌避」した学長も存在した。後者の場合、年に2度か3度、「全学説明会」と称して、学内の構成員全員（事務・技術職員を含む）を招集して、たとえば制度の改変等について説明することもあったのだが、結局、教授会そのものは、卒業生と入学者の「確認」のために、たんに形式的に開かれるのみであった（わたしはそれを「拡大教務委員会」と呼んでいたが）。結局、学内構成員が学内運営に積極的に関わるといふことが窒息させられていたと言ってよく、そうした状況を打ち破るべく、教授会の正常化を掲げて学長選に打って出た候補者も存在したのだが、残念ながら意向投票の段階で一位になることはできなかった。

本来的には、学内におけるさまざまな問題について、教員が個人の立場から論陣を張り、資料を示して指摘あるいは批判を行い、執行部に回答を求め、物別れとなれば翌月議題として議論を続行する、というのが、教授会の機能の一つであり（もちろん、そうした人材が教授会の一角を占めているという前提のもとであるが）、それによって、全学の構成員が問題の所在を理解することになり、そしてまた、執行部および事務当局が問題の解決に多少なりとも努力することになれば、少なくとも風通しのいい大学運営の可能性が期待されることになるだろう。

教授会がほとんど開催されず、あるいは開催されても無力なものに抑えつけられているのであれば、「教授会が選出する学内組織」などというものも無きに等しく、基本的には「学長の任命による学内外組織」のみが学長を取り巻くことになるのであり、じっさい、そうした「ガバナンス体制」こそが、法人化にさいして文科省が作成した「制度設計」である。

本書の4～6頁に詳しく図解されているが、一応、教育研究評議会は存在するものの一学長と学長の指名した理事が役員会を構成する

—学長と理事が含まれる**経営協議会**が作られ、その半数は学外者（議長は学長で、委員は学長によって選出される）

—**学長選考会議**が作られ、教育研究評議会が選出した「学内委員」と、経営協議会が選出した「学外委員」が同数で構成される。建て前としてはそうであるが、後述のように、本書に登場する大学の例を見ると、学長選考のさい、なぜ全学の「意向投票」の第一位候補が簡単に覆され、第二位の候補が学長に選出されることになるのか、そのからくりが明白であり、そして、それもまた、「政府・文科省の圧力の下でこの『下から』の監視機能が弱められ、学長選考にかかわる教職員の**意向投票を廃止**したり、**部局長を事実上の学長指名**としたりする大学が『地方』で次第に増加し、それが『中央』へと広がりつつある」（6頁）という状況と密接に関わっている。要するに、「下からの監視機能」そのものができるだけ作動することのないように作られた制度だということである。

—学外者による**監事**は、大学（つまりは、学長）からの推薦に基づいて文科大臣が任命する（強調は原文）

要するに、学長に権限もしくは権力が集中するように、はじめから周到に意図された体制だということであり、学長は、いわば「身内の組織」に何重にも「護衛」されて、「権勢を振るう」ことが原理的に可能だということである。

学長選をめぐるさまざまな権謀術数が明るみに出た時、何年か民間の大企業での勤務経験を持つ同僚教員が、「一般の企業ならば、会社の上層部の人事にさいして騙し討ちのようなことが平気で行われますが、最近では、大学も同じようなものになったようですね」と、半ば感心（！）したように語っておられたのを、いまなお鮮明に思い起こす。

もちろん、大学の法人化を前にして、たとえば全大教（「全国大学高専教職員組合」）は長期にわたる反対運動を繰り広げたのであり、そしてまた、その時に出された組合員の意見には、現在の状況を正確に予見するものも少なくなかったのであるが、しかし、法人化そのものを阻止するにはいたらなかった。

第1章 大学が「私物化」されるとはどういうことか——下関市立大学

下関市立大学は、経済学部のみ単科大学で、学生数2000名程度、教員約60名を擁する。

この章において最も衝撃的だったのは、「吹き荒れる政治的攻撃」の項目（16頁以下）である。2020年にいたって、事実無根の「怪文書」が複数送りつけられたのをきっかけに、教員に対する個人攻撃が激化する。

「2020年度になってから、学長や教員懲戒委員会等から『職務に問題点がある』『職務義務違反の疑い』『ハラスメントの疑い』などで『調査・事情聴取』や『懲戒の申し出』を受けた教員が10名にもものぼります。これは、全体の約二割です。このような状況のなか、2019～20年度には12名の教員が他大学転出・中途退職に至っています」（17頁）。

こうした大学の荒廃状況がもたらされた原因を、著者は学長選考の経過に求める。

2015年度の学長選考・学内意向投票において、現学長の得票は29票、対立候補は38票だったにも関わらず、現学長が選出され、2018年度の学長選考・学内意向投票においても、現学長は24票、対立候補は40票だったのであるが、現学長が再度選出される。2019年2月には、意向投票権者の3分の2を越える専任教員38名の署名による学長解任審査請求が成立したものの、学長選考会議で否決され、同12月には、教育研究審議会で、委員の3分の2を超える11名で再度学長解任審査請求が成立したものの、学長選考会議で再び否決される。

つまりは、学内構成員の多数の意思を、学長選考会議がごとごとく潰すという図式である。こうした場合、学内で2度にわたる学長解任審査請求を出すために、教員にはどれほどの努力が必

要であったか、想像するにあまりある。

「権力者は、大学を権力に従順な下部機関にして、教育・研究に係る人事権・懲戒権・予算編成権のすべてを『私物化』したいからこそ、国公立大学の学長選考を変質させたいのでしょう」（18頁）。

「ヒトとカネ」——つまりは、大学運営の根幹に係る人事と予算についての議論を教授会においては無力化し、個々の教員に対する懲戒権のみが異様に膨張する、という事態は、もとより大学という存在の退行現象にほかならぬのであるが、近年は、さまざまな国立大学法人においてそうした事例を耳にする。

第2章 自由の風が止むとき——京都大学

京都大学の総長選考は、学内予備投票から開始される。これは、「現職の理事・専任教授1000名近くの名簿からひとりを選んで教職員が投票し、教育研究評議会が得票上位の者15名を総長選考会議に推薦する仕組み」（19頁）であるが、2020年6月12日の予備投票の結果については、票の分布がいっさい明らかにされなかった。選考会議は、7月3日、予備投票で選ばれた候補者15名のなかの6名を「第一次候補者」に選出して学内ポータルサイトで名前を公表し、7月20日に「意向調査」が行われる。普通は、上位二名による決戦投票（「再意向調査」）が行われるはずなのだが、「意向調査」の翌日、選考会議は決戦投票は行わないことを決定し、湊氏を最終的な総長候補として文科大臣に申し出る。

「2014年の段階では、意向投票で過半数得票者がいない場合には『得票多数の者二名について、決戦投票を行う』という過半数条項が存在した」のであるが、「19年10月の選考会議であらかじめこの条項を削除」していた（21頁）のである。過半数条項は、「選考会議による恣意的な判断を防ぐための強制規程」（22頁）だったにも関わらず、選考会議はこの拘束条項を削除し、決選投票は行わないことを選んだのである。

それにしても、いわば密室のなかの選考会議が、みずからを拘束するような条項を「簡単に」削除できるということ自体が、問題にされて然るべきであろう。

たしかに2019年7月の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2019」では「『学長、学部長等を必要な資質に関する客観基準により、法律に則り意向投票によることなく選考』せよと定めている」が、「学部長が教授会による選出ではなく学長指名となると教育研究評議会の評議員も大半が学長指名ということになり、全面的な学長独裁が可能となる」（29頁）には違いない。

著者は、国公立大学法人は、予算を握る政府・文科省の意向に絶えず忖度することを迫られるがゆえにこそ、「学長専横への歯止めとして学内構成員による投票を実施し、教職員はもちろん学生を含めて研究・教育・医療の現場にある当事者の声に耳を傾けさせる手続きが不可欠なのである」と書き、「法人化を契機として『社会』に向けて大学を開くべきだといわれてきたが、文科省からの天下り受け入れや一部企業との産学連携が進められてきたに過ぎないのではあるまいか。総長選考の過程における箝口令が物語るように、一般市民、地域住民や学生・保護者の体現する『社会』との関係は、法人化以前よりも後退している」（31頁）と結論付ける。

第3章 政治に従属する大学へ——筑波大学

筑波大学における基本的な問題点は、「学内民主主義の解体は、大学のガバナンスがトップダウン型に変化し、大学の運営に学内構成員の意見が反映されないという学内問題にとどまらず、大学の軍事研究推進のような社会全体に影響する問題にも深く関わっている」（32頁）というところにある。そして、軍事研究の推進という方向は、学長の主導によるものであるがゆえに、まさしく学長選考の問題と本質的に関わることになる。

2020年の学長選考における変更点は二つあり、

(1) 学長の任期制限の撤廃——それまでの学長任期は二期六年が上限であったが、2020年4月の教職員向け通達により、任期制限が撤廃され、理論上は、学長の「終身制」が可能となる。

(2) 意向調査投票の廃止——上記同様、教職員向け通達により、意向調査投票が撤廃され、参考程度の意味しか持たない「意見聴取」（投票は行いが、学長選考会議が新学長の選考権を持つ）に変更された。

しかも、こうした制度変更は、「学内で広く意見集約を行うことなく、学長選考会議、教育研究評議会のみによって『主体的に』決定され」、「制度変更に関する大学側からの説明会は行われていない」（33頁）。

この制度変更は、2014年の国立大学法人改定に沿ってなされたものであり、そこでは、「任期制限の緩和または撤廃が、学長による大学中長期的な『経営』（マネージメント）」という観点から正当化」されており（同頁）、意向投票についても、「改定」では、「投票結果をそのまま学長等選考会議の選考結果に反映させるなど、過度に学内又は機構内の意見に偏るような選考方法は、学内又は機構内のほか社会の意見を学長又は機構長の選考に反映させる仕組みとして設けられた学長等選考会議の主体的な選考という観点からは適切でない」（34頁、下線は引用者）とされている。

著者は、ここでの政府・自民党の意図は、「意向投票による学長選考のような大学の学内民主主義は、政府・自民党が進める新自由主義的大学改革（経済成長に必要な技術開発、産学協同、軍産学協同の母体としての大学のリストラクチャーと、人文社会系の『組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換』）を妨げる有害なもの」としていることに由来するととらえる（同頁）。さらに、学長によるトップダウンの構造が不可欠とする発想は、「教授会は教育に関する事項のみを審議するとする2014年の学校教育法改定とセット」であり、「個々の組織から予算権、人事権を剥奪し、学長に決定権を集約するシステム」（35頁）を要求することと一体であることが強調される。

筑波大学における人文社会分野について、著者は、「2013年から続く永田学長体制の下で、筑波大学の人文社会分野は崩壊の危機に瀕している」と述べ、さらに、「人文社会分野では、教員が退職してもその補充がほとんど行われないため、多くの分野が廃止され、学生が大きな不利益を被っている現状がある」と続ける（41頁）。その実態としては、「人文社会系では、2014年から2020年にかけて教員が二四五人から二〇三人へと、約二〇%減少し」、「人文科学分野では学類、大学院で分野の統廃合が相次ぎ、社会科学分野では大学院の法学、経済学専攻が廃止された」（同頁）。

なお、「大学における軍事研究の推進や、人文社会分野の削減傾向からは、単に学長選考制度の改悪にとどまらない、国立大学の『政治への従属』傾向が見て取られる。政府による学術界への介入強化は、国立大学のガバナンス問題以上の、これら重大な問題を生み出している」（43頁）という指摘は、現実に行進する問題の本質を衝いている。

第4章 歯止めなき介入、変貌する大学——大分大学

大分大学では、学長が学部長や教授人事に直接介入する事態が進行している。ここでは、「2015年に学長選考の際の意向投票が廃止され、学長の再任回数の上限が撤廃されて、現学長が2021年現在、三期10年目を務めている」（45頁）。その学長は、「『選考権』あるいは『最終決定権』を有していることを根拠に候補者の選出過程に介入し、学部教授会の決定を覆した」（48頁以下）のである。それは、「これまで、大学自治の観点から、教授会が選任し、学長が任命するという制度が半世紀以上続いてきたことの意義を全く無視したもの」であり、「国

立大学法人法の下でも、教授会による選任や推薦が全く否定されてはいないにもかかわらず、学長権限を無限定に拡大する解釈をとったもの」（49頁）である。

さらに、2010～20年度の学部別の教員数は、「経済学部の教員が60名から54名へ一割減少する一方、医学部は168名から181名へと増加」、「教育学部では88名から54名へと大きく減少したが、その一部は新学部の教員定員に充てられ」、さらに、「人文・社会科学の軽視は、大学院福祉社会学研究科の廃止にも表れている」（52頁）。その一方では、「軍事研究への加担が、学長の独断で進められ」（54頁）ることとなった。

学長の権限強化が推し進められるなか、「大分大学の場合、それが学長の人事への介入、自らの専門分野に偏った運営など、大学の私物化につながっている」（55頁）。

第5章 放逐される総長——北海道大学

2019年7月、北大総長がパワーハラスメントを理由に解任されたが、総長選考会議が、なぜそのような解任に踏み切ったのか、その経緯自体は、いまなお闇の中である。常識的に考えれば、大規模な国立大学法人の総長がパワハラで解任されるなどということは、よほどの事例が積み重なり、それが証明された段階で可能となるのかも知れないが、その経過自体が不明ということであるならば、それは逆に、大学運営そのものに問題があることを疑わせるに十分である。

「北大の総長選考会議は2019年7月10日付で文部科学大臣に『総長の解任の申出』を行い、総長職務代理が『解任を申し出たことをお知らせします』とした」ものの、「それ以降、2020年6月30日に文部科学大臣が解任を決定するまで一切の情報開示に応じなかった」（58頁）という。しかも、「解任申出以降、総長の解任手続きは文部科学省内での作業となったが、その過程については一切明らかにされなかった」（同頁）というのであるから、これほどに重要な手続きのすべてが、実質的に密室のなかで進められたということである。

一方、北大の総長選考会議は、2019年12月に総長選考規程に二つの変更を加えた。「第一点は、これまで有権者20名の推薦が必要であった候補者について、研究教育評議会の推薦候補を認めたこと」であり、「もう一点は、これまで過半数の得票者が出るまで繰り返された意向投票を一回限りとすること」である（59頁）。

「かつての『大学の自治』は、現在『ガバナンス』という言葉で語られるようになってきている。両者の最大の違いは、『誰が』という主体の有無である。『自治』であれば、その組織に所属する人たちが主体であることが明白であるのに対し、『ガバナンス』では組織を治めるのが誰なのか明示されない。この行きつく先が、この間多くの大学で進んだ、総長選考過程における意向投票の軽視や投票自体の廃止である」（65頁、以下）。

第6章 教育界に逆行する教員養成「改革」——福岡教育大学

「2014年には、意向投票の廃止が学長選考会議で審議され、教員は意向投票存続の声をあげたものの、2015年の学長選考会議で決定された」（66頁）。「学長選考会議に学長本人は入っていないが、実質的には学長が委員をすべて指名するに等しい仕組みになっている」（同）。

結局、学長の選考プロセスが専横的である場合には、「教職員が決定に参画する機会は減少し、学長を中心として、学長に逆らわない少数が、予算、人事のみならず、教育課程やカリキュラム編成までをも握る（67頁）状態をもたらすことになるのであり、「学部長を学長指名できるようにする規程改正案も、教授会の否決を無視して承認」されるにいたる（同）。

教員候補の業績審査についても、そのプロセスは大幅に変更され、「現在は、学長が指名したメンバーによる委員会等のみで採用・昇任人事が決定されるようになり、選考過程も他の応募者の業績内容も明らかにされず、不透明で恣意的

な人事になりつつある。教授会での人事投票も廃止され、教授会は当該候補者の業績について意見を述べるができるのみとされている」（69頁）。

さらに、学内予算の決め方も大幅に改変されており、「学長裁量予算の項目が増えた一方で、教員の研究・教育予算は著しく減少」（同頁）し、「2021年には、2013年に比べ四分の一から五分の一以下の配分額」（70頁）となり、くわえて、「教員の給与、賞与の査定も不透明なもの」（同頁）になっている。

第7章 権威主義化する大学「経営」イデオロギー——東京大学

以下は、これまでの6つの大学の総長もしくは学長選考の現状を、いわば総括的に述べた文章である——「選考会議議長の記した『主体的』の一語は、総長選考を象徴的な一例とする大学ガバナンスにおいて、その大学の教職員の『主体性』が奪われ、『非主体化』されつつある状況をおのずと明らかにしている。それによって、教職員にとっては不透明・不公正極まりない総長選考プロセスが、選考会議の想定する『社会』に対しては『透明・公平』なものになるという、『さかさまの世界』が現出するのである。その結果、『透明性・公平性』を謳う総長選考会議による『人事の秘密主義』という矛盾が平然と横行する」（80頁以下）。著者が対置するのは、「大学ガバナンスにおいて第一に守られるべきは、構成員が行使する言論の自由であり、みずからの公共性を自覚した透明な公開性」（89頁、下線は引用者）であり、つまりは、まさしく「下からの監視体制」の存在であり、より具体的に言えば、実質のある教授会の存在である。もちろん、無残な残骸と化したものにふたたび生命を吹き込むのは至難の業には違いないのであるが。

.....

今年2021年3月、選考会議や監事による学長監視機能を強化するという名目で国立大学法人改正案が閣議決定され、5月に国会を通過させた（2022年4月1日施行）。「学長選考会議」は「学長選考・監察会議」へと改称され、学長に法令違反がある時には、監事がその「学長・監察会議」に報告することが義務付けられた（7および91頁、参照）。名称を変更すれば実体も変わると信ずるのはなかなか単純な話である（学長に推薦された監事が学長の「法令違反」なるものを「報告」するのは、そもそもきわめて疑わしいところではある）。しかし、これが、各大学法人に文科省への提出が義務付けられた「中期目標」の達成の有無に関わる締め付けとなれば、少なくとも学長は、これまで以上の「義務感」と「経営者マインド」をもってその「目標」に向かわねばならぬことになるのであり、それこそがこの改正の意図するところなのであろう。

もう一つ、今回の改正に盛り込まれているのは、現職の学長がその「学長・監察会議」のメンバーとなつてはならない、という項目である。つまりは、これまでは、学長が自らの後継者（それは、場合によっては彼もしくは彼女自身でもあり得たであろう）を選出する選考会議の委員になることができた、ということである。わたしのかつての所属先では、一般の教員の採用人事にあっても、退職者もしくは転出者が選考委員会に入ることは（おそらくは不文律として）あり得なかったことであり、それは学長選考会議にも継承されていたから、それがわざわざ改正されねばならぬ事項であるということ自体、わたしにとっては驚きであった。

（てるい ひでき）

（駒込武編『「私物化」される国公立大学』、岩波ブックレット、2021年9月）

小説の未来

竹内真澄

ルカーチの『小説の理論』は、小説の誕生を近代的個人の析出に求め、近代的個人の終焉によって大もとにあった叙事詩の時代へ返るといった展望を示した。その後、ルカーチの議論がどう受け継がれたか筆者は寡聞にして知らないが、これはルカーチがまだ成熟期に入っていなかったことの論理的帰結であり、小説には別の未来があると思う。

ルカーチは初期には個人と私人を混同していた。しかし成熟期には両者を区別するに至る。例えば『若きヘーゲル』で個体と個別者（私人）を区別している点にそれが伺える。これを応用すれば展望は変わる。かつて個人の終焉と思われたものは、決して個体そのものの終焉ではない。かえって、個体として個体の誕生である。すると、小説は私人（すなわち利己的な個人）としての個体をめぐる物語から、個体としての個体をめぐる物語として生き残る。いや生き残るどころか個体の社会化の様々な面白さを描くものとして全面開花するというべきである。

16世紀のセルバンテスとシェイクスピアにおいて始まった近代小説は、従って、それがなんらかの個性を、例え私人との混同を含むものであったにせよ、描いた。これは人類の遺産として顕彰されるものである。

ルカーチの初期の議論は、柄谷行人の近代小説の終焉論などに、ある意味では受け継がれたかもしれない。しかし、柄谷の議論は個体の個性性に関する展望が弱く、近代小説が終焉した後、小説がどうなっていくかについて、はっきり述べようとしない。そしていたずらに現役作家に「君たちはもうおしまいだ」と脅すことに終始する。実作家は、終焉後何をなすべきかわからないまま立ちすくむ。

現代作家は何をなすべきか。私の考えでは、作家は私人の終焉に伴って自己の内部に育つ個性を描くべきだと思う。これは私人がいかにして立派な私人になるかを描いたゲーテのような近代小説とは異なる目標である。

(たけうちますみ)

ドイツ左翼党の敗北

照井 日出喜

1

かつての東ドイツ時代の政権党であったドイツ社会主義統一党の「後継政党」と目されるドイツ左翼党（党員数、約6万人）は、東ドイツの消滅後、さまざまな浮沈を重ねて今日にいたっており、敗北するのも今回（2021年9月26日）の連邦議会選挙がはじめてではないが、ただ、今回は（あるいは、今回もまた、と言うべきか）、第二投票（比例）の得票率が前回2017年の9.2%から4.9%へとほぼ半減し（票数は、430万から230万へ）、5%条項（得票率が5%未満の政党は議席を得ることができない、という、いわゆる「小党分立を防止する規定」）に引っかかって、69議席あった連邦議会の議席をすべて失う瀬戸際に追い込まれるほどの惨敗であった。連邦議会選挙の第二投票（比例）の得票率が、2005年の8.7%、2009年の11.9%、2013年の8.6%、2017年の9.2%と推移してきたことからすれば、今回の5%を切る惨敗がきわめて深刻であることは明らかである。

SPD（ドイツ社会民主党）とCDU/CSU（キリスト教民主同盟・社会同盟）との接戦のみが報道され、16年に及ぶCDUのメルケル首相は、とりわけこのコロナ禍のなかの政治の舵取りとして、少なくとも大きな批判を浴びることなく任期を乗り越えてきたかに見えながら、今回の連邦議会選挙で、CDU/CSUが最終的にSPDに及ばなかったというのも、たしかにドイツ全体にあってはそれなりの出来事ではあるが（どういう形で連立政権が形として決着するかが、一応、これからの問題である）、社会主義政党であることを標榜する左翼党の今回の敗北の原因についても、これからさまざまな批判や論争がなされることになるだろう。

もっとも、5%条項に引っかかりながらも、左翼党はしぶとく議会に残ることになる。ドイツの連邦議会選挙は、「小選挙区比例代表併用制」を採用しており、第一投票（日本の小選挙区に近い）と第二投票（日本の比例区に近い）からなるが、第一投票の選挙区（直接選挙区）で勝利した議員を3人以上持つ政党の場合には、第二投票の得票率が5%に満たなくとも、第二投票の比率に応じた議席を得ることができる、という規定があり、左翼党は、3つの直接選挙区での議員を獲得して、このハードルを際どくクリアし、39議席を得たのである。

その当選した3人は、旧東ベルリンの2つの選挙区で勝利したグレゴール・ギジとゲジーネ・レッチュ、旧東ドイツのライプツィヒ市で選出されたゼーレン・ペルマンである。

ギジは、もとより左翼党の顔であり、東ドイツ消滅後の凄まじい混乱のなかで、なお資本主義批判を掲げる政党を維持しようとした勢力の間の象徴的な人物であった。彼に対する絶大な個人的人気はいまも失われることはなく、その選挙区トレプトウ-ケペニックで、彼は35.4%の得票（前回は、39.9%）で、ほぼ圧勝した（ドイツ全土の直接選挙区のなかで、左翼党が圧勝したのはこのみである）。ゲジーネ・レッチュ（2010年～2012年、左翼党の共同党首）は、選挙区リヒテンベルクで25.8%を得て当選したのであるが、前回は34.8%での当選であったから、大幅に後退しての勝利である。ベルリンでは、左翼党は前回は4名が直接選挙区で当選していたから、ここでも半減という状況であり、旧東ベルリンが含まれる選挙区の多くは、長らく左翼党の牙城

と言われていたのであるが、少なくとも今回の結果を見る限り、そういう先入観は危うくなっている（たとえば、ベルリンの選挙区マルツァーン-ヘラースドルフでは、左翼党のペトラ・パウが長らく直接選挙区の議席を維持してきたのであるが、前回の34.2%から12.3%減らして21.9%となり、7.2%上積みして29.4%を得たCDUの候補に破れており、これなどは象徴的である）。

ドレスデンが州都であるザクセン州は、テューリンゲン州とともに、「ドイツ再統一」直後には「暗黒の州」と揶揄され、極めて反動的な政党DSU（ドイツ社会同盟）が、東の間ながらかなりの支持を得た州であるが、30年の歳月を経た現在も、極右政党AfD（ドイツのための選択肢）が多く第一投票（直接選挙区）で勝利し、かつ、第二投票（比例区）でも圧倒的な優位に立つ地域であるがゆえに（AfDは、第一投票と第二投票の双方において、票数ではザクセン州の第一党を占めている）、都市部（ライプツィヒの人口は、約60万人）であるとはいえ、ライプツィヒIIの選挙区で左翼党のゼーレン・ペルマンが22.8%を得て勝利する（第二位は緑の党の18.4%）というのは、なかなか稀有なことではあった（なお、州都ドレスデンの都市部ドレスデンIの選挙区では、CDUの候補が21.1%を得て勝利したのであるが、2012～2021年まで左翼党の共同党首であったカーチャ・キッピングは18.9%で惜敗しており、左翼党がライプツィヒとドレスデンの双方の直接選挙区で勝利することは叶わなかった——ただし、彼女は第二投票では比例名簿順位1位で当選）。

なお、もう一つ、連邦議会に関わる規定によれば、ある政党の議員数が連邦議会の全議員の少なくとも5%を超える場合には、その政党は会派として認められる、ということになっている。今回の選挙による議員数は735名——その内訳は、SPD：206、CDU/CSU：196、緑の党：118、FDP（ドイツ自由民主党）：92、AfD：83、左翼党：39、SSW（南シュレースヴィヒ選挙人同盟、少数民族を代表する政党で、5%条項の適用から除外される）：1——で、その5%は36.75であり、したがって、39名の左翼党は、この方も辛くもクリアして会派としての存在を維持することになる（会派とたんなるグループとでは、さまざまな権利や予算措置において相違があるとのことである）（注1）。しかし、前回の69議席から30もの議席を失っており、くわえて議席数では極右のAfDの半数にも満たないのであるから、会派として生き残ったとしても、その影響力は大幅に後退するであろうことが予想される。

2

ともあれ、今回の連邦議会選挙において前回2017年の選挙と比較して前進したのは、SPD（社会民主党）（53議席増）、緑の党（51議席増）、FDP（ドイツ自由民主党）（12議席増）であり、敗北もしくは後退したのは、CDU/CSU（キリスト教民主同盟・社会同盟）（50議席減）、左翼党（30議席減——一部には、青年層が圧倒的に緑の党に投票したがゆえに、左翼党は苦戦することになったのではないかという観測もあるが、出口調査の分析もさることながら、自明のこととはいえ、今回の選挙を前にした左翼党の戦略・政策こそが、やはり問われるべきであろう）、それに、極右政党AfD（11議席減）である。

そのAfDは、たしかにドイツ全体としては得票・議席の双方を減らしながらも、全国で16の直接（小）選挙区で勝利しており、しかもそれらはすべて旧東ドイツの州の選挙区である。上記のライプツィヒやドレスデンを含むザクセン州では、16選挙区のうち10、エアフルトやヴァイマルを含むテューリンゲン州では、8選挙区のうち4（注2）、マクデブルクを州都とするザクセン-アンハルト州では、9選挙区のうち2で、AfDが勝利しており、前回2017年の選挙では、直接選挙区でのAfDの当選者はドイツ全体でも3名に過ぎなかったのであるから、今回は、旧東ドイツのこれらの州で、AfDがまさしく地滑り的な勝利を収めたことになる（他方、旧西ドイツからは、

AfD は一人の直接選挙区の勝利者も得てはならず、さらに、同じ旧東ドイツに属する、ポツダムを州都とするブランデンブルク州の 10 直接選挙区、シュヴェリンを州都とするメクレンブルク・フォアポメルン州の 6 直接選挙区の計 16 選挙区では、勝利者は全員、SPD である）。

AfD は、もとより排外主義とポピュリズムの政党であるが、支持者からすれば、みずからのルサンチマンの捌け口となってくれる政党、ということになるであろう。現政権への政策上の具体的な批判や、左翼党や中道左派の SPD や緑の党に対する拒否、というよりは、むしろ、そうした心情的な依存を可能としてくれる政党であることこそが、これらの地域での支持者の大幅な拡大につながっているのではないかと思われる。攻撃的で殺伐とした雰囲気支配された感のあるザクセン、というイメージは、あるいは誇張に過ぎるのかも知れぬのではあるが、この州のフォークトランド地方の町アイヒでの、コロナ・ワクチン接種センターへの火炎瓶による放火未遂事件の勃発には、ある種の象徴性を感じないわけにはいかない。

現状を客観的に見れば、社会主義政党（左翼党）と極右政党（AfD）という両極の勢力は、いずれも旧東ドイツ地域を主要な拠点として活動を展開しているのであるが、まさしくその旧東ドイツ地域においても、左翼党は今回の連邦議会選挙で深刻な敗北を喫したのである。

3

人口 370 万のベルリンは、ハンブルクやブレーメンとともに、市であるとともに州という位置づけでもあるのだが、市州議会選挙（ドイツ連邦の首都であるから「都議会選挙」とも呼べよう）が、連邦議会選挙と同じ 9 月 26 日に行われた。いまのところ、ベルリンは「赤・赤・緑」（SPD [社会民主党]・左翼党・緑の党）の連立による「革新政権」であり、つまりは「革新都政」でもあるのだが、今回の結果を見ると、SPD は前回（2016 年）の 21.6% から 21.4%（38 議席から 36 議席）へと微減、緑の党は 15.2% から 18.9%（27 議席から 32 議席）へと上昇、左翼党は 15.4% から 14%（27 議席から 24 議席）へと下降しているものの、変化は僅かであり、3 党は依然として過半数を維持している（全 147 議席で過半数は 74、3 党合わせて 92 議席）がゆえに、なにかの内紛でも勃発しない限り、おそらく市州議会では「赤・赤・緑」の連立が維持されることになるであろう（もちろん、政治の世界は、いずれも「一寸先は闇」であるが）。

今回のベルリン市州議会選挙での敗者は極右政党 AfD であり、前回の 14.2%（25 議席）から 8%（13 議席）へと大幅に後退している。たしかに、2015 年/2016 年は、かの「難民問題」を巡って激しい議論と対立が沸き起こった時期であり、この時期の AfD は、それをいわば食べ物にしてのし上がったのであるが、その「シングル・イシュー」は現在では鎮静化しており、この結果はそれを反映しているのであろう（少なくともベルリンでは）。同じく野党の CDU（キリスト教民主同盟）は 17.6%（31 議席）から 18.1%（30 議席）、FDP（ドイツ自由民主党）は 6.7% から 7.2%（議席は 12 で変わらず）で、もちろん、この 2 党の連立では多数派の獲得には遠く及ばない。

ベルリンは、もともと旧東と旧西で政治地図が明確に分かれ、旧東は左翼党、旧西は CDU が主導権を握っていたのだが、現在は、ベルリン全体としては、SPD、CDU、緑の党、左翼党が、ほぼ拮抗した勢力となっており、したがって、安定した多数派を形成するためには、現状では少なくとも 3 党の連立が必要だということであり、逆に言えば、少なくとも当面の力関係からすれば、首都ベルリンでは CDU 主導の政権が成立することはないということである。

あくまでも一般的にして平均の話であるが、日本の労働者の年間総労働時間が 2000 時間であるのに対して、ドイツは 1600 時間、つまりは 400 時間少なく、一日 8 時間として 50 日分少ない、とされている。一つには、労働者は休暇を（週末を加算して）連続して 40 日近く取ることも可能であるような権利を持つこと、さらには、そもそも残業が少なく（注 3）、しかも、かりに 2 時間ずつ 4 日、計 8 時間、残業を行った場合には、1 日休暇が増える、というシステムとなっていることが、その原因であろう。

しかし、もちろん、「革新都政」であるにも関わらず、ベルリンでも家賃の異常な高騰、土地並びに家屋の買い占めによって不利益を蒙る人びとの問題は引きも切らず、日常的な領域においても、学校や保育所、医療体制（「町医者ばかりで、公的医療機関が少ない」という批判は、日本のみならずドイツにおいても無縁ではない）等々をめぐって、問題は山積している。おそらく日本ほどの劣悪さではないにせよ、派遣労働、高等教育研究機関を含むさまざまな分野での任期制の問題など、州段階での議会や行政機関、さらには政党の運動がどこまでそうした問題に歯止めをかけることができるかはともかく、「都政」に対する不満および要求は多種多様である。

数年前、テレビのインタビューで、左翼党のいわば「生え抜きの闘士」で、20 代の頃から物議を醸す発言および著作で知られるザーラ・ヴァーゲンクネヒト（ノルトライン・ヴェストファーレン州という、左翼党にとってはおよそ絶望的な州から、州の比例リスト第一位で選出された連邦議会議員、2010～14 年、左翼党副党首、2019 年まで連邦議会における左翼党議員団長、オスカー・ラフォンテーヌ夫人）は、社会主義的な政党であれば、みずからの雇用に不安を感じつつ生きている人びと、つまりは、社会のなかの自らの存在そのものに底知れぬ不安を感じている人びとが、実態としてどれほど多く、かつ、この人々がじっさいにどのような勤務実態のもとで働いているのか、そのことをつねに追究することが、まずは基本的な出発点の一つでなければならない、という意味の発言をしていたが、「社会的市場経済」を掲げるはずのドイツにおいても、「派遣」や「任期制」がしだいに蔓延していく傾向のあるなかでは、労働の場における福利厚生などの諸権利の維持を掲げるとともに、そうした労働実態の批判的分析こそは、社会主義政党にとって、たしかに本質的な意味を持つものの一つであろう。

そのヴァーゲンクネヒトには、そもそもさまざまな批判があるのだが、とりわけ今年 4 月に出版した著作（注 4）をめぐって、左翼党のいくつかの州指導部のメンバーから、彼女の連邦議会選挙への候補を見合わせるべきだという強い要求が出された。しかし、ノルトライン・ヴェストファーレン州の左翼党の選挙対策大会では、彼女の州の比例順位第一位が 61% の賛成で決定された。2021 年 6 月、彼女の著書が党に「重大な損害」を与えたという理由で、党の内部の批判者たちから、彼女の党からの除名に関する審査の申請が出される。しかし、左翼党指導部はこの申請を批判し、かつ、ノルトライン・ヴェストファーレン州の党指導部も彼女を支持する。その審査は 6 月末に形式的に開始されたものの、ノルトライン・ヴェストファーレン州の審査委員会は、2021 年 9 月、彼女の党からの除名に関する申請を満場一致で否決する（注 5）。ヴァーゲンクネヒトをめぐっては、彼女自身とその近著が今回の選挙の左翼党の惨敗に「著しく貢献した」という批判も、もちろん、すでに出されており、たとえば「ノイエス・ドイチュラント」紙（注 6）を舞台として、熾烈な論争が展開されることになるであろう。

（注 1） 以上、連邦議会選挙に関わる諸規定については、「南ドイツ新聞」、2021 年 9 月 27 日、に拠る。

（注 2） しかし、2 年前の 2019 年の州議会選挙では、左翼党が 31% を得て第一党（29 議席）となってお

り、8.2%で8議席のSPD（社会民主党）、5.2%で5議席の緑の党と、赤・赤・緑の連立で州の政権を担っている。ただし、CDU（キリスト教民主同盟）は21.7%で21議席、極右のAfDは23.4%で22議席、FDP（自由民主党）は5%で5議席であり、赤・赤・緑の連立政権は、僅かの差で少数与党である。CDUがAfDと連立を組むことを潔しとしなかったのかも知れぬのだが、いずれにしても、州政府の主導権をめぐる激しい駆け引きが行われたことであろう。

(注3) 一般に残業が少ないということは、勤労者が勤務時間後に文化に接する機会を持つうえでの前提条件の一つであり、文化に対する需要（および受容）そのものを可能とする必須の条件である（文化の供給自体が貧困であるところでは、もとよりそれは問題になることもないのだが）。

(注4) Sahra Wagenknecht, *Die Selbstgerechten: Mein Gegenprogramm - für Gemeinsinn und Zusammenhalt* (独善的な人びと :私の対抗プログラム - 公共の意識と連帯のために), Berlin 2021. ただし、わたし自身は未見ゆえ、内容について触れることはできない。

(注5) MDL 2021年9月5日、参照。

(注6) 左翼党は、いわゆる「中央機関紙」を持たず、「左翼党に近い」と目され、タイトルに「社会主義的新聞」としか記載されていない「ノイエス・ドイチュラント」紙があるのみである。じっさい、左翼党には、二桁に近い分派、もしくは理論グループが存在しており、彼らの論争や党執行部（近年は、二人の女性活動家による共同党首が党の中枢に位置するのが通例である）に対する批判を掲載するには、この方が適切であるには違いない。

(てるい ひでき)



【コラム】 「物自体」と「至上命令」

— 「外から」と「自発的」 —

重本冬水

前号での香椎五郎さんの「柄谷行人練習帳⑥」を拝読しました。前々号の私の「『至上命令』という用語」についていろいろな問題を提起していただきました。これを受けて一緒に練習したいと思います。

香椎さんは「自由であれ」という「至上命令」はどこから来るのかについて言及されています。私もここが重要な点だと思います。何故なら「自由であれ」は自由でない現実（交換様式B、C）を変えていく出発点だからです。柄谷さんは、それは「外から来る」と言います。自分の外から来る。そして、それは「交換様式から説明できる」と述べます。ではどのように説明できるのでしょうか。私もよくわかりません。

また、香椎さんは、「外から」は「どんなものなのかという疑問です」とも述べられ、「それはあらかじめ認識することができないような、『物自体』という性格をもったものなののでしょうか。冬水さん、どう考えたらいいのでしょうか」と問題提起されました。ここから始めたいと思います。

私も「外から」は「物自体」という性格をもったものであると考えています。カントの「物自体」とは、人間の主観が捉える現象としての「物」ではなく、主観とは独立にそれ自体として存在する「物」を意味します。「物自体」はドイツ語でDing an sich、英語ではthing-in-itselfです。カントによれば「物自体」は思考することはできますが認識することはできません。認識することのできるのは人間の主観の現れる現象としての「物」であって「物自体」ではありません。

私は、学生時代に物理学の対象は人間と分離された物自体として捉え（いわゆる物心分離）、それを認識することが物理学であると考えていました。しかし、それはカントの言う「物自体」ではありません。古典力学（ニュートン力学）、量子力学から素粒子論を勉強する過程で、そこで観察する粒子は粒子そのものではないということを学びました。観察者効果という用語がありますが、それは観察作用が観察される対象に変化を起させることを意味します。例えば、電子を見ようとする、まず光子がそれと相互作用しなければならず、その相互作用によって電子の軌道が変化することになります。人間によって作られた機器による観察作用を通してしか物を捉えられない以上、物そのものを認識することは不可能であるということです。ここから、天体望遠鏡という機器による星の観察も、また眼球（感覚器官）を通して身近な物を直接見るにしても、それは主観の現れる現象としての物の認識であってカントの言う「物自体」の認識ではありません。それ故、「物自体」は思考することはできますが認識することはできないのです。

「主観とは独立にそれ自体として存在する物」（＝「物自体」）は思考することは出来るが認

識することはできないとすると、この物の存在（＝「物自体」）を認めるか否かが問題です。

「自由」はこの「物自体」の範疇です。“Ding”、“thing”とは、邦訳すれば、物、物体、物事、出来事、事態などです。「自由」は物事、出来事、事態です。「主観とは独立にそれ自体として存在する物」（＝「物自体」）から「至上命令」（「自由であれ」）は発せられるとなります。

では、「至上命令」（「自由であれ」）を発する源となる「主観とは独立にそれ自体として存在する物」とは一体何か。思考することは出来るが認識することはできない。香椎さんが引用された柄谷さんの「交換様式から説明できる」との主張の内容とは一体何か。大きな問題が提起されたと思います。論を進めます。

交換様式 A、B、C は認識できるが交換様式 D は認識できない。だが、交換様式 D は思考できる。つまり、認識できる交換様式 A、B、C から認識できない交換様式 D を思考するというのでしょうか。

香椎さんは、「交換様式 D ⇒ 道徳法則 ⇒ 自由 ⇒ 至上命令という風に考えたわけです。しかし、自分自身で納得していないのは、『至上命令』ということが、他からの強制によるのではなく、自発的であるということにあります。“そうあってほしい”とは思うものの、“なぜそうなるのか”が釈然としないのです」と述べています。私も同感です。「外から来る」が他からの強制ではなく自発的です。これは難題です。

そこで私の勝手な仮説を立ててみます。

上記の香椎さんの表現を範式 1 とします。

交換様式 D ⇒ 道徳法則 ⇒ 自由 ⇒ 至上命令 範式 1

交換様式 B、C との関係は、同じ形式で表現します。

交換様式 B、C ⇒ 「道徳」 ⇒ 自由はない ⇒ 仮言命令 範式 2

交換様式 A と D の関係は以下です。

交換様式 A ⇒ 高次元で回復 ⇒ 交換様式 D 範式 3

「道徳法則」とは無条件に適用される普遍的な法則、柄谷さんは「世界市民的な道徳（倫理）」あるいは「世界宗教」（倫理）と言っています。他方、「道徳」は世間や共同体の世俗的道徳あるいは共同体の宗教です。また、前者から発せられる「至上命令」はいかなる時にも例外なく成り立つ普遍性をもつ条件なしの命令（～せよ）です。これに対して「仮言命令」は条件付きの命令（～ならば～せよ）です。

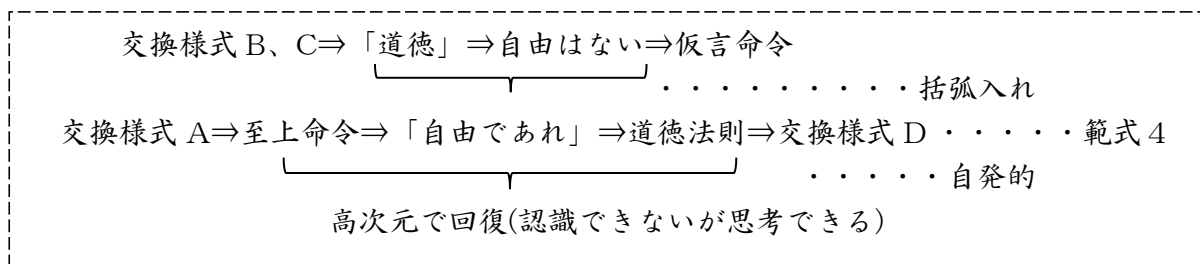
いかなる時にも例外なく成り立つ普遍性をもつ条件なしの命令＝「自由であれ」の至上命令は、香椎さんの言うように交換様式 D とつながっています。では、どのようにつながっているのか。これも難題です。

まず、前々号（8月号）で、私は、柄谷さんの主張を「自由は『自由であれ』という道徳法則を知っているかのように見なす時にのみ存在するのです。知っていようがいまいが無関係です」として述べました。また、この内容理解が難しいとも述べました。ここを掘り下げながら考えたいと思います。なお、知っていれば思考できるが、知っていなければ思考できない。しかし、

「至上命令」は知っていようが・いまいが無関係です。また、思考できるか・思考できないかとも無関係です。

「『自由であれ』という道徳法則」は「至上命令」であり、それは「物自体」であり、認識できないが思考できる Ding です。しかし、「至上命令」は思考できるが、思考しているか・思考していないかという条件とは無関係です。条件なしの命令です。だから、思考しているかのように見なす時にのみ存在する。思考している・思考していないではなく、思考しているかのように見なすという点が重要です。「かのように見なす」とは条件なしの命令であることから導き出される表現であると私は考えます。「見なす」のは「外から」でもあり自分自身でもあります。

「かのように見なす」とは、道徳法則を知っているか・知っていないかとは無関係であることを表現したものであり、交換様式 D はこの「自由であれ」（道徳法則）という「至上命令」（外から来て、かつ自発的）から導き出される様式ではないでしょうか。範式 1 の順序を反転させ、かつ範式 1～3 を統合し範式 4 とします。



「外から来る」は「交換様式から説明できる」。交換様式 B、C において人の行為に自由はない。柄谷さんは言う。しかし、カントは自らが自由にこの行為をした「かのように」見なさなければならぬ。そして自由は「自由であれ」という命令（義務）においてのみ存在する。それは、いいかえれば、決定論的な因果性を括弧にいれよ、という命令なのです（『倫理 21』 p.76 より）。交換様式 B、C での「因果性を括弧にいれよ」の思考からしか交換様式 D は生まれえない？。

(次号に続く)

(しげもと とうすい)

【寸あまりの寸評】

核をめぐるアメリカと福井、そして

宮崎 昭

10月17日（日）の朝刊を読んで、ふたつの記事が目飛び込んできた。＜かのアメリカ発＞「核禁条約『米は歓迎を』—全米市長会議 行動を求める決議」（一面記事）と、かたやくわが福井発＞「原発維持へ 動く電力労組」（社会面）である。核兵器と原発の違いはあれ、対照的であり、思わず唖ってしまった。



まず、前者について、というよりも、この「寸評」の問題意識にかかわって、最近の拙稿での主張を再び紹介したい。

今日、最も恐れなければならないのは、核兵器を利用した暴力行為であり、核戦争の脅威である。予想される戦禍の規模と深刻さは、これまでの世界大戦とは比較にならない程群を抜いたものであり、地球それ自体の存続さえ危うくさせかねない。主要国が核保有国となっているいま現在、いわば核戦争の前夜、あるいは“休戦”状態にあるとあってよい。

そうであるからこそ、2017年、国連は122ヶ国・地域の賛成をえて「核兵器禁止条約」を締結した。そして、2020年10月にはジャマイカ、ナウルなど50ヶ国・地域の批准をえて、この1月に発効されたという経緯がある。この試みは、文字通りの非暴力による世界平和を実現する試みである。

その中で日本である。唯一の被爆国であり、憲法9条を持つ、この国である。核兵器禁止条約に背を向け、「核兵器は持たないが、アメリカの核には守られたい」という卑屈な日本国家である。だが、この国が果たすべき役割と、その道筋を示すグラント・デザインはすでに柄谷行人[2006]が試みている。改めて、足元を見据えて世界に目を向ける姿勢が大事だと痛感した（宮崎[2021]20ページ）。

そういう次第であったため、この記事には正直驚いた。この日のトップ記事と位置づけられた、そのリードが次である。

米国内の人口3万人以上の1400を超える都市で構成する全米市長会議が、米政府に対し、1月に発効した核兵器禁止条約を歓迎し、核廃絶に向けた即時行動を求める決議を全会一致で採択した。決議は「核禁条約への反対を撤回するよう検討し、核兵器のない世界の実現に向けた合意形成への前向きなステップとして歓迎するよう呼びかけ

る」としている。

さすが、「民主」国家アメリカなればこそ、ということでもないようだ。紹介されているアイオワ州デモイン市のカウニー市長は、「ほとんどの米国人は核禁条約を認識すらしておらず、核兵器の脅威を理解しているとも思えない」と語っているほどである。しかし、併せて紹介されているデュポール大（米シカゴ）の宮本ゆき教授の話では、「…非常に意義がある決議だ」と高い評価を与え、人種差別に抗議する「ブラック・ライブス・マター運動で経験したように核問題でも市民の盛り上がりが実際に政府を動かし、変革をもたらす可能性がある」と言って、期待を寄せている。

なお、カウニー市長、宮本教授ともに、日本政府や市民活動に期待と懸念を示しているのが印象的である。その日本の現状を語る際の指標ともなっている「日本非核宣言自治体協議会」（343自治体が加盟、会長は長崎市長の田上富久氏）で、その加盟自治体が全くないのが福井県である。その福井での話が、次のふたつめの記事である。



この衆議院選挙は19日公示、31日投開票なので、この稿「寸あまりの寸評」が公開されるときには結果が出ているが、選挙結果に大きく注目しているのは、福井県の二つの選挙区である。新聞掲載の地図を見ると、原発は福井2区に集中していることがわかる。

朝日新聞 10月17日付



福井県の選挙区と県内の原発

現在、原発密集区域には、15基あって、そのうち7基の廃炉が決まっている。地元では、新增設・リプレースを望む声が根強いという。そんななかでの衆議院選挙である。

2区の立候補者は原発推進派の自民（公明推薦）候補と原発反対派の立憲候補のふたりであり、新聞では、こう説明されている。

電力業界は主に会社側が自民を、労組側が野党側を応援していた。…自民前職が地方議員らを集めた会合に、関電労組関係者がいた。関電労組関係者は「応援させて頂く」と宣言し、推薦はがき300枚を受け取った。…

別の自民前職は8月、選挙区内の関電労組支部を回り、支援を求めた。陣営は「中小業者にとって電気代の負担は重い。原発をゼロにしたら電気代が跳ね上がる。原発は当然、再稼働だ」と話す。…

自民の両陣営とも、関電労組への支援要請は初めてという。集票力のある電力労組の支援が欲しい自民候補と、原発を維持したい労組側の思惑が一致した。

しかも、である。関電労組内部資料では、野党のそれぞれを推薦に値するかどうかをランク付け（A～D）し、応援し支持するかどうかのガイドラインを示しているという。

関電労組の言い分は、「原子力をなくせという主張は『職場を奪う』と言っているのと同じ」だというのである。実は、この言い分は、いま突然出てきたわけではない。2017年6月2日、内閣府原子力委員会の求めに応じたパブリックコメントに基本的な立場、考え方が示されていた。電力総連の政策や今日までのエネルギー基本計画や長期エネルギー需給見通し等への意見（パブリックコメント）を踏まえ、基本的には原発推進の立場を鮮明にしていたのである。

原子力は今後ともエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源として利活用すべきであり、40年を超えるプラントを含め、安全性が確認された原子力発電所の再稼働や新增設・リプレースの必要性を明確に示すべきである。

原子力産業の将来に魅力や希望を抱ける労働環境の整備や人材の確保および育成に加え、将来に向けた雇用安定や安全が確認された既設炉の有効活用、人材・技術の維持発展の視点も踏まえた新增設・リプレースの必要性についても明確に示すべきである。

注目したいのは、労組の言い分、「原子力をなくせという主張は『職場を奪う』と言っているのと同じ」だという口ぶりである。職場を守る、雇用を守る、引いては家族の生活を守るという大義名分である。原発で直接雇用されて働く者だけでなく、下請け、臨時雇い、さらには周辺の宿泊施設や飲食店などで働く者たちの雇用がかかっている。ここでも立ちはだかるのは、「現実的」に「経済」や「生活」の問題を考えるとということなのだ。



関沼博氏は、原発の現場を直接足で廻って調査して、そこで得た「事実」を赤裸々に語っている。少々長いのだが、リアリティあふれるレポートなのでご容赦願いたい。

…あらゆる事故隠しとかされているし、もう危険極まりないし。でも、それを地元の人たちにぶつけてみても、基本、それが通じないロジックを、相手は既に持っているんですね。たとえば、新潟の柏崎刈羽原発が、中越沖地震のときに運転停止になりました。そのとき、ちょうど福島に行ってたんです。そしたら、新潟が止まったのは、世間では「当然だ」みたいに捉えられているけども、こっちはもう大変なんだと。柏崎刈羽で仕事のなくなった人たちが、一斉に福島に来た。そしたら、福島でどうにか仕事に就けるか就けないかみたいな下請会社でがんばっている人が、思いっきり押し出されて失業してる。「柏崎刈羽原発、今すぐ動かしてもらわないと困る！」という。地元の人にとっては、とにかく今、自分たちが食っていけるかどうかのほうが切実で、いつか起こるかもしれない原発事故とか、遠くで誰かが持っている陰謀とか、そんなものはどうでもいいんだ、っていう。確かにそうだよなって納得せざるを得なかった。だから、原発を維持しようとする中央の側の「原子カムラ」のカウンターパートであ

る「原子力を欲してしまう地域」の現実を見もせず、あんたらの持っている原発は間違っていると煽り立てる脱原発勢力が滑っていて、今に至るんだな、ということも理解しました（渋谷[2011]『268-269頁』）。

「脱原発勢力」の中核に、原発で働く労働者が位置しているのではない。また、その地域の人たちが結集しているわけでもない。むしろ、ソトからの声が大きいと関沼氏は言う。これまで、社会変革の本道におかれていたと考えられた労働組合に期待することはできないのだろうか。福井選挙区が示すように、もはや資本＝国家と合体するかのよう存在になってしまったのだろうか。

そこで思い起こされるのは、労働者の運動はもはや「労働組合」の活動にではなく、これからは消費者運動のなかに生きてくるという主張である。柄谷[2015]では、こう述べていた。

…労働運動が合法化されたのちに、生産点において、労働者階級が政治的・普遍的な闘争に立ち上がることは困難である。第一に、そのためには、彼らは解雇を覚悟しなければならない。第二に、生産点では、労働者は資本と同じ立場に立ちやすいのだ。個々の資本は、他の資本、さらに外国の資本との競争の中にある。それに負ければ、企業が倒産し、労働者も解雇される。…ゆえに、彼らがこの特殊性を越えた普遍的な「階級闘争」に向かうことは期待できない（464頁）。

といっても、労働者は控え目で、無抵抗の存在であっていいとは言っていない。変革主体としてある可能性を、単に希望的に主張しているのではなく、むしろ冷静かつ論理的に説明している。

労働者は個々の生産過程では隷属するとしても、消費者としてはそうではない。流過程では、逆に、資本は消費者としての労働者に対して「隷属関係」におかれる。とすれば、労働者が資本に対抗するとき、それが困難であるような場ではなく、資本に対して労働者が優位にあるような場でおこなえばよい（同上、466頁）。

これは、原発企業で働く労働者を直接想定し、あるいは対象にして述べられたものではない。しかし、本質的なところで、的を射ているのではないだろうか。卑屈な表現になるが、企業内では「隷属」し、外へ出ては「王様」として振る舞えばよい、そう考えることはできないだろうか。もちろん、高い理念を持ってこそその話だが、カントのいう「理性の公的使用」と「理性の私的使用」を思い出すのである。議論の余地は大いにあると思う。

（みやざき あきら）

【参考資料】

朝日新聞[2021]10月17日（朝刊）

柄谷行人[2015]『世界史の構造』岩波現代文庫

関西電力労働組合[2017]「私たちの考え『原子力利用に関する基本的な考え方』策定に向けたパブリックコメントを提出」（kandenrouso.or.jp）

渋谷陽一他編[2011]『私たちは、原発を止めるには日本を変えなければならないと思っています。』ロッキングオン

宮崎昭[2021]「全体主義への危惧—暴力の可能性への疑問—」『市民科学通信』第15（8月）号

探究ノート（Ⅱ－２）

「一国社会主義」を超える ——ソ連や中国だけの問題ではない——

中村共一

今回は、「一国社会主義」において、僕の理解を示すことから始めたいと思います。もちろん、そうはいつでも、「社会主義」研究者でもなく、僕にそれを論じる「資格」があるかといえば、そもそもありません。にもかかわらず、これを論じようとするのは、いまこそ市民の目から「社会主義運動」を考える必要があるのではないかと思うからです。したがって、「独りよがり」の「偏見」になってしまうかもしれないことをお断りしておきたいと思います。

「一国社会主義」とは、さしあたりここでは、「ロシア革命」（1917年）後、トロツキーの世界革命（永続革命）論と対立しつつ、ヨセフ・スターリンによって提起され、「政治革命」（「上からの革命」）によって資本主義周辺国ロシア（ソ連）に「一国の社会主義」を建設していく「革命路線」であったと理解しておきます。同時に、それは、社会主義体制を支えるイデオロギーともなり、また「スターリン主義」として先進資本主義国の社会主義運動にも大きな影響を与えてきました。ただ、實際上、ソ連はこの「一国社会主義」によって、「社会主義」を実現することができず、ぎゃくに「資本主義企業」を導入・発展させ、「共産党主導」の「国家資本主義」に変質してしまいました。そればかりか「ソ連崩壊」により「一国社会主義」の挫折に至っています。したがって、今日において「一国社会主義」を問うことは、「革命戦略」の問題というより、「そもそも社会主義とは何か」、「なぜ一国社会主義は挫折したのか」といった問題として反省的に検討していく必要があるのではないかと思います。資本主義・国民国家を止揚していく問題は、資本主義の危機とも絡んで、なお社会主義運動にとっての根本的なテーマでありつづけているからです。

さて、前回に試みた「中国共産党 100 周年の式典から」における検討も、「ソ連」と同様な問題性を抱えており、「中国」（社会主義市場経済化）も同様なプロセスを辿っているのではないかという問題意識にありました。こうした危惧は、当然ながら僕一人のものではありません。世間の関心は、むしろ経済大国化する中国（国家資本主義）に注がれていて、様々なかたちの「中国脅威論」が雨後の筍のごとく現れています。が、マルクス主義者からも、中国の「社会主義」に対する問いかけ（危惧）がないわけではありません。「一国社会主義」の挫折については、すでに「ソ連崩壊」のさいにも専門家たちによって「ソ連は社会主義なのか」という問いかけがなされましたが、今回の場合も、同様に「中国は社会主義なのか」という形で、「体制規定」を問う論議が生まれているのです。たとえば、社会主義研究に関わる専門家を中心にした「シンポジ

ユウム」(2019年12月21日)が行われ、またその議論を踏まえた『中国は社会主義か』(かもがわ出版、2020年)の出版がなされています。また、このシンポに対する応答もありました(「研究 中国」2020年10月号、特集:シンポジウム『中国は社会主義か』を聴いて)。

出版された『中国は社会主義か』の内容は、以下の5人の論文で構成されています。

- I 「21世紀・社会主義」のあり方(芦田文夫)
- II 中国社会・経済の制度的特徴をどうみるか(井手啓二)
- III 中国は「社会主義をめざす資本主義」である(大西広)
- IV 資本主義・社会主義・大国主義——今日の中国の諸問題によせて(聴濤弘)
- V 中国の体制規定とその変革の論理(山本恒人)

「体制規定」を問う本書のテーマからすれば、基本的な見解としては、前二者が「国家所有＝社会的所有」の観点から「社会主義」と答え、後三者のなかで、聴濤さん、山本さんは、「私的所有」による「国家資本主義」への変質を論じています。また、大西さんの場合は、独特の唯物史観から「社会主義に向かう資本主義」を語られています。

この本のなかで僕の関心を引いた論点は、①市場経済と資本主義の関係をいかに捉えるか(とくに井出－聴濤論争)、②「国家所有」は「社会的所有」なのか「私的所有」なのか(とくに井出－山本論争)、③国家資本主義とは何か(大西－聴濤－山本論争)、といった点です。これらの論点をみると、通奏低音として問われているのは、形式上は「中国」の「体制規定」なのですが、実質上は、「社会主義とは何か」といった根本問題なのではないか、と思えてきます。もちろん、僕の目がそうさせているとも言えますが、そこでは、どうしても「一国体制」ではなく、むしろ「世界体制」としての社会主義にかかわる「体制規定」が問題になっているようにしか見えません。そんなこともあって、手前勝手ではあるのですが、①～③の論点の前に、中国(「一国」)において「社会主義」を問うことについて、その歴史的な意味を明らかにしておく必要があったのではないか、とってしまうのです。

現在の中国は、前回の「探究ノート」でも明らかにしましたように、中国共産党の立場からみれば、「ソ連の崩壊」以後、なお「体制維持」をつづける「社会主義国」としてあり、さらに90年代以降の「社会主義的市場経済化」によって「社会主義現代化」を遂げてきた国家として、「自画自賛」すべきものとみなされています。しかし、『中国は社会主義か』でも論争となった点ですが、中国の実相は、やはり賃労働者化を基盤とし、国際的に「開放」された「国家資本主義」にあります。「社会主義市場経済化」は、「社会主義現代化」というより、資本のグローバリゼーションに適応した資本蓄積構造(「世界の工場」)の構築にあり、その発展を求めたものであったともいえます。それゆえにこそグローバリゼーションのなかで「大国化」を実現しえたのでしょう。ですので、社会主義の観点からすれば、今日の「中国社会主義」は、「ソ連の崩壊」の延長線上にあり、「一国社会主義」の「内部崩壊」とも言うべきものです。「社会主義現代化」という「カンバン」とは裏腹に「社会主義」の「末魔」を意味するのです。

もちろん僕は、中国の社会主義を「全否定」するつもりはありません。中国における反帝国主義闘争や中華人民共和国の樹立・建設において「中国共産党」が果たしてきた役割は無視できません。また社会主義の思想と運動が「完全消滅」したわけでもないでしょう。であればこそ、中国の「社会主義」を問うということは、残念ではあるものの、中国が「社会主義かどうか」という点にあるというより、「中国における社会主義とは何だったのか」——より根源的には「社会主義とは何か」——を問うべきではなかったかと思うのです。

とはいえ、「一国社会主義」の崩壊は、ひとりソ連や中国にみるだけでは済まないものがあります。もとより、「中国は社会主義か」という問いには、現代中国を支えた「社会主義」とは何だったのかが問われてくる消息がありました。単刀直入に言えば、プロレタリア革命における国民国家の位置づけが、それです。「一国社会主義論」には「政治革命」に対する「過大評価」があり、国家による社会主義の実現という「上からの革命」を「本質」とするものでした。しかし、社会主義思想において国家は、もともと乗り越えられるべき存在とみなされてきたのではないかと思います。K. マルクスは、『共産主義者宣言』（『共産党宣言』）のなかで、国民国家のもつ意味を次のように語っていました。

「労働者は祖国をもたない。もっていないものを、奪うことはできない。そうではあれ、プロレタリア階級は、まずは政治的支配をかちとり、国民的階級となって、みずからを国民として組織しなければならないという点では、ブルジョア階級の言うのとはまったく違った意味であれ、かれら自身なお国民的である。

諸国民の国家的な分離と対立は、ブルジョア階級の発展とともに、商業の自由、世界市場、そして工業生産とそれに対応した生活条件の一律化とともに、すでに次第に消滅しつつある。

プロレタリア階級の支配は、その消滅をよりいっそう早めるであろう。少なくとも、文明諸国が一致した行動をとることが、プロレタリア階級の解放の第一条件の一つである。」（『共産主義者宣言』カール・マルクス、平凡社、47～48頁）

ここでマルクスは、「プロレタリア階級は、まずは政治的支配をかちとり、国民的階級となって、みずからを国民として組織しなければならない」と主張しています。「プロレタリア階級の解放」は、国民国家を止揚することにあるものの、歴史的な前提としてはそれぞれの国民的存在があります。ですので「政治的支配」を獲得する第一段階としては、「みずからを国民として組織」しなければならないのです。と同時に、「諸国民の国家的な分離と対立」は「すでに次第に消滅しつつある」という評価は過大すぎるように感じますが、世界的なプロレタリア階級の解放には、「文明諸国（のプロレタリア階級…中村）が一致した行動」をとることが条件としてあることは確かでしょう。

こうしたマルクスの見方は、1848年世界革命の敗北の後に、国民国家に対する再認識（「ルイ・ボナパルトのブリュメール18日」）を深めつつも、基本的には、1875年の「ドイツ労働者党綱領評注」（「ゴータ綱領批判」）にも継承されたものであったように思います。もちろん、マルクスの関心は、国家の問題以上に、資本主義経済そのもの解明——歴史的相対化——に向けられ、『資本論』を完成させていくのですが、プロレタリア革命の展望については、資本主義の揚棄との関連で「廃棄の方途」を一般的に語るだけで、「革命の未来」を具体的に語っているわけではありません。「ゴータ綱領批判」では、資本主義の廃棄との関連で、国家の位置が問題化されているにすぎないのです。この点を踏まえてこの「評注」をみていきましょう。

「ゴータ綱領批判」においてマルクスは、資本主義が「すべての文明諸国に現存している」にもかかわらず、国民国家はその国境を移り変えていく「一つの擬制」だと捉えたうえで、資本主義と国家の関係について、次のように述べていました。

「種々の文明国にあるいろいろな国家は、その形態上の種々雑多な違いにもかかわらず、いずれも近代ブルジョア社会の地盤の上に立っているという共通点をもって、ただこの社会の資本主義的発展の度合に大小の差があるだけである。それゆえ、それらの国

家はまた、ある本質的な性格を共通にもっている。この意味でわれわれは、「今日の国家制度」について、その今日の根底をなすブルジョア社会が死滅した将来と対比して、語るができるのである。」（K. マルクス『マルクス・エンゲルス全集』第19巻、大月書店、28頁）

このようにマルクスは、国家のうえに「資本主義」があるのではなく、資本主義のうえに「国家」が成立していることを指摘しています。したがって、「今日の国家制度」の捉え方として、「根底をなすブルジョア社会が死滅した将来と対比して、語るができる」と述べているのですが、この指摘のあとでマルクスは、ブルジョア社会を死滅させる方途について、有名な「くだり」を残しています。

「資本主義社会と共産主義社会とのあいだには、前者から後者への革命的転化の時期がある。この時期に照応して、また政治上の過渡期がある。この時期の国家は、プロレタリアートの革命的独裁以外のなにものでもありえない」（同上、28～29頁）

この点から、マルクスのプロレタリア革命論は、「政治上の過渡期」を経て「共産主義社会」が展望されるという「二段階革命論」として考えられてきたわけです。この「政治上の過渡期」にあり、国家において「プロレタリアートの革命的独裁」を実現していく段階を「社会主義」とみなしてきたわけですが、これを積極的に語ったのはエンゲルス（「共産主義の原理」）で、マルクス自身は、この評注にみられるような「政治上の過渡期」として問題にしたにすぎないように思います。このマルクスの指摘の限りで言えば、政党の問題は捨象され、プロレタリア階級としての展望が示されているだけなのです。その中で言われていることは、資本主義社会から共産主義社会への「革命的転化」が政治的に「プロレタリアートの革命的独裁」によってなされるという点とともに、「今日の国家制度」（国民国家）を——「死滅した将来と対比して」——揚棄するものとして「プロレタリアートの革命的独裁」を位置づけていることです。ここには、国民国家を歴史的に相対化し、国民国家自体を変革していく課題が示されています。プロレタリア階級が国民国家において「革命的独裁」を実現する課題と、「死滅した将来」に向けて国民国家を揚棄する課題の二つが示されているのです。ただ注意を要するのは、その主体はあくまでも「プロレタリア階級」として示されていることであり、いわば「下からの革命」が想定されていることです。

この点から見るかぎり、さきに論じてきた中国の「体制規定」の問題には、「過渡期」における問題と同時に、国民国家を揚棄していく「過程」として中国を問題化する視点が求められてくるものとなります。このように思想的な消息からみても、国民国家を揚棄する「プロレタリアートの革命的独裁」という観点から「中国社会主義」（「共産党の一党独裁」）に対する「審問」を行う必要があるのです。この点を欠いて「中国は社会主義か」といった議論をするのであれば、そこに実践的な意味はないように思うのです。

「一国社会主義」の克服を考えようとする僕の間からは、次のような問題も無視できません。「一国社会主義」論が、「スターリン主義」となって、先進資本主義諸国における社会主義運動を「変質」させてきた問題です。この「スターリン主義」は、「全体主義国家」の問題をうんだばかりでなく、世界の社会主義運動に権威主義的な「一国社会主義」論をひろげ、社会主義運動の国際的な連帯を阻害してきました。この点について、さらにE. H. カーの『ロシア革命』（原著1979年）を見ていきたいと思います。カーは、社会主義をナショナリズムと結びつけ、スターリ

ンが「一国社会主義」を神話化した点に着目しながら、その国際的な影響を捉えています。

「一国社会主義論への傾倒は——この新しい教義に結晶化した態度は、必ずしもスターリンだけがつくりだしたものではなかったが——彼に全く似合いのものであった。それは彼に、社会主義の信条告白をロシア・ナショナリズム——とにかくもスターリンを深く動かした唯一の政治信条——に調和させることを可能にした。少数民族や小国へのスターリンの対処の仕方においては、ナショナリズムは容易に排外主義にまで墮落した。」（E.H.カー『ロシア革命』、岩波書店、2000年、243頁）

スターリンにおいて「一国社会主義論」は、社会主義を「ロシア・ナショナリズム」と「調和」させた点に特徴がありました。したがって「原始的・農民的ロシアを、主要な資本主義列強と対等に対峙しうるような近代的工業強国に変えること」がテーマとなり、生産力を発展させることが「社会主義」だとみなされていくこととなります（E.H.カー、同上、244頁）。ですので、「経済の工業化・近代化への傾倒——これは、確信的なマルクス主義者たちに、社会主義への道の重要な一步として訴えるものである——と、ロシア民族の権力と威信の復興への傾倒——これは軍隊、官僚・技術エリート、新体制の公務についたあらゆる旧体制の生き残りの人々に訴えるものである——との、この奇妙な組合せこそ、スターリンに、党、政府、行政への確固たる統制力を与えた」（E.H.カー、同上、245頁）と言えるのです。

この点を踏まえて、さらに注目していきたい点は、スターリンによる「一国社会主義」の具現化が、国内ばかりでなく、先進資本主義諸国における社会主義のあり方にも大きな影響を与え、20世紀の社会主義を特徴づけてきたという点です。カーは、次のように語っています。

「ヨーロッパの革命が現実化しそこね、一国社会主義がロシア共産党の公認イデオロギーとなったとき、ソ連を社会主義実践の模範とみなし、コミンテルンを社会主義正統教義の保持者とみなすようにという、ますます独断的に主張される要求は、左翼内部での東方派と西方派の新たな分極化をもたらした。共産主義者と西欧の社会民主主義者あるいは社会主義者は、初めは信用できない同盟者として、後には公然たる敵として、相互に対峙した。この状態は、モスクワでは、背信的指導者の裏切りのせいだと誤って解釈された。共通の言葉が見出されなかったことは、分裂の徴候であった。1924年以後モスクワで考えられた国際革命は、自国の革命に勝利した唯一のプロレタリアートの名において行動すると称する制度によって「上から」指図される運動であった。」（E.H.カー、同上、273頁）

このように「一国社会主義論」は、「ソ連を社会主義実践の模範とみなし、コミンテルンを社会主義正統教義の保持者とみなす」ことによって、「左翼内部での東方派と西方派の新たな分極化」をもたらしながら、「自国の革命に勝利した唯一のプロレタリアート」として、みずからを権利づけ、神話化していくことになりました。この点、J=P・サルトルも、「社会主義革命は、いったん理想であることを止め、具現されたからには、もはや普遍的でも国際的でもない認めねばならず、いちど具現されるやいなや、革命はそれをなし遂げた国において——そしてその国独自の構造および歴史によって課された仕事を通して革命を続行しつつある国において——完全無欠な形で存在するのだということを認めねばならなかった」として、これを承認することは、「国際主義と「永続革命」の放棄を意味した」（「一国社会主義——『弁証法的理性批判』第Ⅱ巻（未刊）から」J=P・サルトル、加地永都子訳、展望（224）、1977年、93～94頁）と批判して

います。まさに特殊な「一国社会主義」の「思想と運動」が、「社会主義の普遍的形態」とみなされ、世界の社会主義運動を変質させてしまったのです。

それゆえにこそ、結果として、「一国社会主義論」は、ソ連や中国に限らず、世界的な社会主義運動において一国主義的な特徴（社会民主主義化）を与えることになったしまったのではないかと思います。もちろん、この「責任」をスターリンだけに帰すことはできないし、むしろ 20 世紀の社会主義はなぜ「一国社会主義」となってしまったのかという反省をさらに深めていく必要があります。『中国は社会主義か』という問いかけにおいても、報告者たちの意図はともかく、「一国社会主義」的な問いかけの枠のなかにあったように思われ、わたしたちが共有してしまった“固定観念”の強さを感じてしまうのです。「一国社会主義」的な思考は、ことのほか大きく私たちの理性をゆがめてきたのかもしれない。

「マルクス回帰」の現象も、「一国社会主義」を超えて、あらためて「社会主義とは何か」を根本的にとらえ直そうとする「新たな理性」のように思えます。が、それだけでなく、根本的な問題は、21 世紀の今日にあっても、資本主義は「不死鳥」のごとくあることでしょう。「一国社会主義論」も、資本主義・国民国家を乗り越えることができず「自壊」してしまいましたが、最大の問題は、「過渡期」において資本主義を止揚する実践方法を見いだせなかったことにあるというべきかもしれません。また、国民国家（「政治革命」）の問題が、その止揚において、大きな壁として立ちはだかっていたとも言えかもしれません。なぜ「一国社会主義」は破綻したのか。この問題に対する問いが、いまなお僕の前にあります。

主な参考文献

- ・『中国は社会主義か』芦田文夫、井出啓二、大西広、聴涛弘、山本恒人、かもがわ出版、2020 年
- ・『ソ連社会主義とは何だったのか』大谷禎之助・大西広・山口正之編著、大月書店、1996 年
- ・『ロシア革命——レーニンからスターリンへ』E.H. カー、岩波書店、2000 年
- ・『現代社会主義を考える——ロシア革命から 21 世紀へ』溪内謙、岩波新書、1988 年
- ・『マルクスと歴史の現実』廣松渉、平凡社、1999 年
- ・『世界史の構造』柄谷行人、岩波書店、2015 年

(なかむら きょういち)